

議 事

○白井参事官 それでは、時間になりましたので、若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会、第5回ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日は、初めに、早稲田大学教授の棚村政行様から御意見をお聞きし、その後、本日の2組目として、放送大学副学長であり千葉大学名誉教授の宮本みち子様から、3組目として、元矯正研修所長であり龍谷大学非常勤講師の十倉利廣様から、4組目に、NPO法人セカンドチャンス!の才門辰史様、野田詠氏様、森川誠様、A様から御意見をお聞きします。

まず、棚村政行様からは、若年者の実情と課題、民法の成年年齢の引下げ、少年法の適用対象年齢の引下げなどについての御意見を20分程度お聞きし、その上で幾つか質問をさせていただきます。配布資料は、パワーポイントを印刷したものの1点でございます。

それでは、棚村様、よろしくお願いいたします。

○棚村氏 ただいま御紹介いただきました棚村と申します。専門は民法、そして家族法でございます。その立場から今日お話をさせていただきたいと存じます。

まず、当たり前のことですが、統計的な数値は、日本は、今は人口1億2000万人、3000万人ですけれども、人口が大幅に減少する社会、それから、人口構造が極めて大きく変化をするという時代を迎えつつあります。そういう意味で、高齢化も進み、それから、生産年齢人口や今回話題になっている若年者についても人口が非常に減少していくという形になっています。

それから、婚姻や離婚についても、1970年代、第1次ベビーブームの頃には100万件ぐらいあった婚姻が、今は60数万件という形で非常に低下をしています。それから、もちろん離婚も、横ばいのところもありますけれども、婚姻件数と比べるとかなり増えてきています。若年者の未婚率も、ここに数字で示しているような形で晩婚化、晩産化し、こういうような形で未婚率も上昇しています。家族に関して、そのような状況がございます。そして、経済的、社会的な自立という問題についても、かなり厳しい状況が出ています。

全体として、既にどこでも御指摘をされていると思いますけれども、若年者の傾向や特徴として、最近特に過去の世代と比べて、自分で積極的に主体的に判断をして積極的に行動するというよりは、どちらかというと受動的、消極的な傾向というのは出ています。それから、やっていいこと、悪いことについての規範意識というのですか、そういうようなことについても、マナーが非常に低下をするというようなことも起こっています。

全体としては、体の発達ということと精神的、社会的な成熟ということについての乖離、遅れが指摘をされているわけです。ある意味では、非常に問題を抱えた子供たちあるいは若年者というのは増えているわけで、既に指摘されているように、ニートとかフリーター、ひきこもりというような形でいろいろな障害というか、あるいは困難な問題を抱えている、しかも複合的に抱えているという若年者が増えている傾向にあると言えると思います。

特に、家族の問題では、私自身は家裁での家事調停委員を21年ほど務めさせていただいて、現在も、家裁実務には家事関係で関わっているのですが、当事者は形式的には若年の方でも、あるいは子育て世代になって子供の問題があっても、親にかなり依存していて、親というより祖父母に当たる人たちがかなり介入をするというか、実質的な決定は

そちらの方の判断とか、あるいは意見というのにかなり大きく左右されるとかいうような傾向がかなりあります。ですから、良い面も悪い面もあるわけですが、かなり依存度が高くなって、ある面では新しい家族や家庭、夫婦という単位をなかなか形成しづらいような環境もありますし、一方では共稼ぎというようなことで、子育て等で支援をかなり受けられる。また、経済的にもいろいろで安定している場合にプラスに働く場合と、トラブルが起こったときにマイナスに働く場合というのがある。

全体としてはこういう傾向は認められるのですけれども、私自身は、非常に個人差があって、一概にこの年齢のこういう人たちは社会的、経済的、精神的な成熟度が非常に未熟であるとか、そういうことを論じられないのではないかと、余り決めつけられないとも実は思っております。

次に移りますけれども、民法の成人年齢の引下げにつきましては、明治29年、そして明治31年に施行された明治民法では、満20歳で成年としました。元々成り立ちを見ますと、結局、江戸時代等は元服ということで15歳ぐらいでもって一人前になって、それぞれの役割を果たしていかなければいけないということが庶民の生活の中では一般化していたのだと思います。

ただ、課税や徴兵といった公的な生活部分での基準年齢というと、丁年というようなことで、20歳とされておりました。これもいろいろな説があるのですが、当時の欧米諸国は21歳や25歳で、ちょっと高めだったのですが、日本人はそれよりも更に精神的な成熟度が早いとか、本当にそうだったのかどうかはちょっとよく分かりませんが、そういうような記述があったり、それから、平均寿命が40歳から50歳ぐらいということだったので、ある意味では20歳というのは、従来の慣行とかいろいろなものを比較したときに落ち着きが良かったのかなと思います。とは言いましても、後でお話しするような形で、行為能力とか単独で取引をできるというのは20歳、遺言や養子縁組付き代諾が不要で本人ができるのが15歳、養子縁組ができるのは20歳、それから、婚姻は当時は17歳、15歳ということだったのですが、現行だと18歳、16歳ということで、それぞれの行為の性質や目的に従って、民法の中でも異なる年齢を決めているという点は指摘できるのではないかと思います。

成人年齢の見直しは、特に国民投票法との関係で、民法の成人年齢等についても議論をしましょうという形で問題提起されました。最終的には、将来のやはり国づくりの中心を担うのは若者である、非常に主体的に活動してもらえる若者像とか若年者への期待と、それから、責任を自覚してもらって、最終的にはいろいろ自立や未熟さの目立つ部分については積極的に支援をしながら、民法の、契約を単独でできるとか親権を脱すとかそういうような形でもって、親の介入とか親の保護からは18歳でもって脱することができるという方向になりました。将来のことを考えて、若年者の自覚と責任を促して立派に自立してもらい、国づくりの主役として頑張ってもらおうという期待を込めて、実は引下げの方向へ議論が一応固められたということです。

ただ、立法の時期については、これは重要な問題ですから、国会の判断に任せて、ほかの子供・若者支援策みたいなものの充実を期待するというようなことで、一応、民法の方の成人年齢についての最終報告というのが出されて、答申もされています。あとは国会が今年齢をめぐるいろいろな各法令が348本ですか、そういうのが関わってくるので、そ

れをどういうふうにするか、特に大きな問題は、今回の少年法の適用対象年齢を引き下げるといような問題がありますが、養子にできる年齢も20歳でいきましょう、婚姻適齢については18歳にそろえましょうといようなことで、民法の方の成人年齢、成年年齢のことについて、あるいは関連する問題についてはここで決着がついたということです。

私としては、少年法というのは門外漢ではありますが、子供や家族の関連で、やっぱり少年の犯罪とか非行というのは非常に、家庭にゆがみがあったり、いろいろ問題が背景にありますので、かねてより関心は持っておりました。

この18歳から現行の少年法が20歳に引き上げた経緯というのはいろいろあって、当時の若年者犯罪の増加、刑事責任より保護処分とかいうところもあるのですけれども、御指摘があったように、GHQは21歳ということだったのですけれども、民法の成人年齢が20歳だからということで、20歳ということで少年法も落ち着いたという説もあるようです。要するに、いろいろな説があるわけですが、民法の成人年齢のときもそうですけれども、年齢が確たる理由でもって決まったというよりは、一応の目安とか基準ということで、このように落ち着かせるほうがいいのかなということ、それほど大きな議論を呼んだというわけではないのです。

この少年法の適用対象年齢をめぐっては、実は少年法の厳罰化傾向みたいなものや必罰主義みたいなものと、それから福祉とか教育とか保護を重視するか、そういう基本的な理念の対立がこの年齢の問題にも色濃く反映していると思います。私自身は、基本的には、それぞれの法令の趣旨や目的に従って議論すべきで、余り全部合わせなくてはいけないというわけでもないと思います。ただ、逆に言うと、全く影響しないわけではないということで、非常に曖昧な議論になって申し訳ないのですけれども、基本はやはり、それぞれの法令の目的に従って、それを達するために何歳ぐらいのところ、大人と子供というか、線引きをすべきかということで考えるべきだということに思っております。

それから、少年法が持っている基本的な構造や基本理念、これはやっぱり維持すべきだろうと思います。少年事件が、凶悪事件が非常に増えていきますと、一般の世論とか、あるいは国民の意識というのは、重く罰した方がいいのではないかと、目には目を、歯には歯をとるので、こういう危険な人を社会から排除した方がいいのではないかと、いようなことで動きやすいので、その点はやはり注意をする必要があると思うのです。むしろ、18歳、19歳の若年者の事件動向を見ると、比較的ですが、交通関係の違反とか、それから窃盗、遺失物横領、そういうものが増えている。むしろ最近はどちらかというと、インターネットを通じた振り込め詐欺とか、それから性非行、性犯罪、少年関係でもそのようなものについて増加傾向がやはりあって、そういう意味で犯罪の手段や方法等がIT化に伴っていろいろ変化をしたり、社会環境が大きく変わることで、そういう社会環境が大きく変わりつつあると思います。

また、18歳に引き下げると、家庭裁判所でせっかくうまくやっている保護などから教育的な措置や保護的な措置を受けられない人たちが結局、刑事手続ということで中途半端に処理されるのではないかと、放置されるのではないかと懸念もあつたのです。

けれども、私自身はいろいろと論点としては挙げて、海外との比較等もあるのですけれども、児童の権利条約というのは、御承知のように国連の第44回総会で採択をされて、大人とは違う独立の子供を権利主体として認めて、その権利保障を手厚くしていこうとい

う国際条約です。今195の国と地域が加盟をし、日本も1994年に批准、承認ということで動いているわけですが、文化、伝統、経済状況などがみんな違う中で、一応18歳というところで大人と子供の線引きをしようということを挙げているわけです。

海外の様子も、細かいことはともかく独自に少年司法というか裁判所を作っている独自型と、それから刑事司法を修正する型と、福祉型といわれるものがあるわけですが、どの国もよく見ると、やはり重大事件が起これば正義モデルというのが出てくるし、もう一方では福祉とか教育モデルというのが強調されたりというので揺れ動いているわけです。そういう中で、やはり中間の若年の人たちをどう扱うかということは非常に深刻な問題であり、どの国も対応しなければいけない。

日本もやはり同じだと思うのです。家庭裁判所の手続やいろいろなものが部分的な改革をされていて、私から見ると、少年法制もそうですけれども、ある意味ではその時々状況に応じて、修理、修繕をされているわけですが、全体として建て替えがすぐできるわけではありません。全部取り壊してできないので、今回も適用年齢の問題がたまたま出てきていて、どういうふうにするかという議論になっています。

先ほども少し言ったのですが、私自身は、刑事法の専門家ではありませんが、ただ、少年司法とか、あるいは刑事法制というものについても、社会環境が大きく変わって、そして少子高齢化とか、それからIT化、グローバル化と社会が大きく変化する中で、犯罪や非行の中身も大きく変わってきて、随分新しいタイプの形が出てきている、そういう中で最終的な年齢とかそういうものをどの辺りで定めるかというのは、慎重に議論されるべきことだと思うのです。

特に、例えば高齢者の犯罪でもそうですし、それから知的障害や精神障害者の犯罪も、それから少年や若年者の犯罪もそうですけれども、そういうような大きな社会の変化の中で、法律が、あるいは刑事法や少年司法が、一体どのように心理とか医療とか福祉、そういうものに関わりを持ち、また連携をし、相互に役割分担をしながら連携してやっていくべきだろうかと、そういうパラダイムの大きな変換が求められている時期だと思います。

その中で、厳罰化とか必罰主義といった、非常にエモーショナルな反応というのは問題があると思いますので、基本原理を維持しながら、ただ、今の時代に即した形でもってもう一回見直しを図る必要はないのだろうかと思います。これも被害者側の方からすると、引き下げるべきだという話になるし、当事者や支援をする現場からすると、いや、引き下げるべきでない、こういうことになると思うのですけれども、私自身は民法の家族法や子供の問題をやっている者として、やはり子供と大人との線引きを一体どこに引くか、そして、今後、自己責任とパターナリズムのバランスをどうやって取っていくのかについて検討する必要があると思います。また、世論の動向はもちろん、国民の意識も、一概には言えないのですが、成人年齢についても、ある意味では反対があったりして、その理由などいろいろなものを分析すると非常に面白い結果が出てまいります。それは時間がないので今はお話ができませんけれども、そういう中で、やはり支援を充実させるとともに、刑事司法、少年刑事法制などいろいろなものについても、やはり18歳未満に一応引き下げたとしても、18歳、19歳、それから22歳、23歳も含めてですけれども、そういう人たちが抱えている問題に対して、適宜柔軟で中間的な、余り硬直している司法モデルの、右か左か、白か黒かではなくて、きちんとその中間層に対して、問題を適切に対応で

きるような法整備と支援というのを考えてはどうかということで、今日の段階では賛成の方で意見を述べさせていただきました。

○白井参事官 それでは、質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○小川矯正局長 少年法の適用対象年齢について両論ある中で、いろいろ悩まれながら、やはり引き下げるべきではないかという御意見をいただいたわけでございますけれども、先生がお考えになる18歳未満に引き下げることについての積極的な意義とございますか、どういう意義から引き下げるべきとお考えなのかについて、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。それから、社会から見た分かりやすさや、国法上の統一から見て、やはり統一した方がいいのではないかという意見も聞くことがあるわけですが、そういった意見について、どのようなお考えかをお持ちか教えていただければと思います。

○棚村氏 私自身が悩んだ末に、少年法の適用対象年齢を引き下げてもいいのではないかというのは、やはり一つは、要するに人口が減少して、若年者、年少者が非常に少なくなって高齢者が多くなると、そういうときに、やはり若い人たちに、ある面では自覚と責任をきちんと促していかなくてはいけない、そのための支援も必要だ、そういう中では、世界でもやはり18歳というところで線を引くところが圧倒的に多いわけです。もちろん、さっきも言いましたように、刑事法は刑事法、少年法は少年法で年齢を決めていけばいいということにももちろんなると思うのです。ただ、今言ったように、民法の成人年齢のときも、反対をする御意見には、30歳ぐらいまで、これはむしろ引き上げてもいいのではないかという精神科医の先生の御意見もあったのですけれども、成長には非常に個人差があって、10歳でもかなりの確に判断をして大人をうならせるような発言をする子供もいれば、30歳になっても大丈夫かなという者もいて、一般的な傾向というものは言えるにしても、それを平均的な若者像という形でもって年齢で区切るというのはなかなか難しいのです。そうすると、18歳か20歳かというところでいくと、やはり18歳で、高校を出て働いたりいろいろなことをする、それから運転免許も取る、いろいろなことについても責任を負わなくてはならないという、やはり規範意識や自覚を促すというメッセージというのは、私は大きい理由と思っているのです。

それから、これからの社会がかなり高齢化してきて、若い人に頼らざるを得ない、そういうときに、今、日本の状況はどうかというと、私自身は非常に心配なのは、結局、外圧的な形でこの議論も進んでいるのです。欧米などですと1960年代から70年代に学生運動みたいなものがあって、政治的な参加を求める、それから、自分たちを大人として扱えと、そういう内発的な声があったわけですが、今はむしろアンケートや世論調査を見ると、若い人たちは余りやりたくない、関わりたくない、責任は重くしてほしくない、けれども、むしろメリットは享受したいとか、そのようこともあって、私自身は、国法を統一するとか一般国民から分かりやすいとか、世論調査の結果がこうだからという、それだけで決め手にするのではなくて、むしろ児童の権利条約という、これから日本が、ある意味では国際社会の中でもいろいろなリーダーシップを果たしていくときに、世界的な基準になっているものもあるし、それから、日本もそれを批准して努力するわけです。少年司法もそれを前提として、年齢の引下げを厳罰化とかそういうことで議論するのではなくて、ここでは大人として扱うか扱わないかということ、世論も含めて、そういうふうに

専門家とか関わっている人だけで議論をすると、かなり狭い議論になっていくと思うのです。広い形でもって、ここは大人として扱うか、子供として扱うかと基準を決めた上で、真ん中ぐらいの若年の人は、むしろ応援していけばいいのではないかという意見です。

○小川矯正局長 そうしますと、宣言的あるいはメッセージ的な意味、あるいは若者に対する期待値的な意味で、引き下げた方がいいのではないかと、引き下げることも考えられるのではないかと御意見に聞こえるわけですが。

○棚村氏 はい、おっしゃるとおりです。私自身はやはり、法律というのは基本的には権利も与えるけれども、むしろ責任とか義務も果たしてもらおうとワンセットで考えるというのが普通だと思うのです。ただ、もちろん支援や救済が必要な人には、やはり積極的にそういうことも必要だと思います。けれども、基本は一般的な平均的な若者を対象にして、非常に困難な問題を抱えている人たちについては個別のケアは必要だと思うのですが、刑法や少年法のような基本法というのはある程度、メッセージとしての期待の部分と、それから自己責任と保護の部分のバランスをとった上で判断すべきだと考えております。

○小川矯正局長 それを前提とした上で、具体的な制度なり、手続なり、あるいは要件なりで、今の少年法の枠組みとは変えた方がいいというところは、何かあるのでしょうか。

○棚村氏 私自身は、少年法というのはかなり改正を繰り返されていますが、ただ、国民感情に動かされて厳罰化という方向で、刑事司法とほとんど同等化していくということについては反対です。むしろ、今の運用なり改正の方向もちょっと偏っている部分もあると思いますけれども、年齢の部分というのはもう少しニュートラルに議論していいのかなと思います。つまり、さっき言った自転車盗とか万引きとか、そういうので引っ掛かってしまう人たちは、圧倒的に、さっき言った福祉とか支援が必要なわけです。そういう人たちに刑事手続を受けさせるだけではなくて、保護や矯正部分でも支援をするようにして、あるいは福祉につないでいく、つまり、今までの刑事司法や警察活動が求められていなかったような活動として、福祉、教育、支援につなぐきっかけやチャンネルを作っていくことが必要だと思います。

○片岡保護局長 22歳、23歳という年齢層にも言及された上で、若年成人への更生保護、矯正等の特別措置を可能とする法整備と社会的な支援の充実強化を図るべきではないかと言及されておられるのですが、特別措置というものの具体的なイメージを何かお持ちでしょうか。それから、あえて保護処分と書かずに特別措置と書かれた思いが何かありましたら、お聞かせをいただければと思います。

○棚村氏 私自身は少年刑事法の専門家ではありませんので、保護処分で行くのか、刑事手続、あるいは刑事処分で行くのかというような手続、事実の認定をしたり、どんな処遇をしたらいいのかという、そして、どういう形で保護をしていくかという、その手続の区分というのがよく分からないところもあるのですが、いずれにしても、何か問題を起こして、それに対して事実がどうだったのか、それを判断するという、保護処分みたいなものと刑事手続についても、ある程度、いろいろ相互に、構造的には難しいのかもしれませんが、被害者の参加を実現したような形で選択の可能性を広げていくとか、それから、刑事手続で判断を受けたとしても、それについての執行とか保護矯正の部分で、やっぱり一定年齢、特に、例えば23歳という年齢を挙げたのは、それぞれの立場によって、保護が必要な対象者というのがどれぐらいの年齢層なのか、これもまた議論しなくてはいけないと思うの

です。18歳にするか20歳にするかと同じように。その辺りのところについて各国の様子を見ると、揺れ動いているところがあるようです。私が特別措置と言ったのは、非常に法的には余りにも門外漢なので、具体的な提案ができなかったというのが正直なところです。ただ、保護、矯正あるいは保護手続や通常の刑事手続の中での配慮については、専門的には言えませんけれども、特別な措置をとったり、制度化していく必要があるのだろうと思いました。つまり、運用だけでやるというのはよくないのではないかと思います。

○川出教授 少年法の適用年齢と民法の成年年齢の関係について、家族法の研究者としての先生のお考えをお聞きしたいと思います。お話の中では、年齢の基準というのはそれぞれの法の目的に従って定めればよいということでした。それはそのとおりだと思うのですが、現行の少年法上の少年というのは、未成年で親の監護権に服するということが前提になっています。つまり、国親思想とかどうかはともかくとして、現在の少年法は、未成熟で他の監督に服するような立場の者を前提として、その利益を図るために、場合によってはその意思に反してでも介入するという前提でできています。資料にある後見的保護主義とかパターナリズムというのはそういうことだと思います。そうした前提の下で、仮に民法の成年年齢が18歳に下がった場合には、18歳、19歳の者は親の監護の対象にはならないわけですね。そういう者に対して、少年法が現在と変わりなく適用されるとすると、親の監護を受けない者に対して、国が言わば後見的な介入をすることができるということになるわけですが、家族法を研究されている立場から見て、そこに齟齬があるとお感じになるでしょうか。

○棚村氏 例えば、民法でも未成熟子という概念があって、これは未成年や成年とは違うのです。20歳に達していても未成熟子というのがあるって、これは、例えば心身の故障があって、それから、教育的な理由で勉学をしているので経済的には自立できないとか、社会的、精神的にも自立が困難で依存せざるを得ない、それを未成熟子ということで、例えば離婚のときも苛酷条項などの適用では考慮したり、成年に達しているのだけれども心身に故障があって面倒を見なくてはいけないからとか、扶養のときもそうですが、通常の未成熟子としての監護の費用はとれないけれども、扶養の中ではやはり未成熟子という概念の中で扶養、援助をさせるといったことです。それから、今言いました監護とか親権から脱した、一応大人として扱う者に介入できないのかということ、ある意味では、親権の停止なども、親が親権を持っているのだけれども、虐待とかネグレクトをして不適切な親権行使をした場合には、家裁の関与の下で喪失とか停止とか管理権の喪失というのができるわけです。

そういう意味では、親が持っている権利、それから、成年に達していても保護が必要な者に対しては一定の法律を作る、例えば精神保健福祉法でもそうですけれども、措置入院とか、いろいろな要件や手続の下で、やはり権利行使が制約されたり不利益処分を受けたりということは、本人の保護でもあるし、周りの人たちを守るということももちろんあるのですけれども、やはり本人の保護のために必要な介入は、親ができなくても国なり社会が一定範囲でできるという法制度というのは可能なのではないですか。パレンス・パトリエというのがありますけれども、先ほど言いましたように、成年に達しても、いろいろな支援があり得て、例えば、成年後見制度は民法の中で精神障害、知的障害、あるいは高齢のために判断能力がなくなったり不十分だという場合に、一定程度、財産管理もそうですけれども、行為が制限をされるし、自分で自分のことができない場合には、ほかの人が代わ

る制度があるわけです。そういうことを考えると、民法の成年年齢を18歳、19歳に下げたからといって支援や保護というものが全くできなくなるというわけではないのではないのでしょうか。

○川出教授 そうしますと、一般論としては、民法の成年年齢が下がれば国家による後見的介入は原則としてはできなくなるけれども、個別にそれを必要とする状況がある場合には、例外的に介入することもできるということでしょうか。言い換えると、民法の成年年齢と少年法の適用年齢というのは、本来的には一致するべきだということになるのでしょうか。

○棚村氏 積極的に一致させるというよりは、影響を受けるということです。無関係ではないということです。選挙もできる、例えば民法上も単独で取引ができる、少年法についても、一般的には自己責任を負う範囲が広がってもいいのではないかということです。ただし、18歳、19歳をどうするか、それ以上の年齢をどうするかというのは、また個別にも検討しなければいけないと思います。

○木村少年矯正課長 今後、仮に少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられて、18歳、19歳を含む23歳未満ぐらいまでの層を若年成人層、あるいは青年層ということで、新しくそういう層を設けたとした場合に、その者たちの親というのは法律上でどのような位置付けになるのかという質問をさせていただきたいのです。問題意識としましては、少年院では、今、少年の保護者に対しては、保護者会ですとか教育行事に参加してもらったりということでもいろいろ働き掛けをしたり、あるいは情報提供をしたり、教育に関する意向を聞いたりということでも、特別にいろいろなことをやっておるわけです。今後、新しく制度が変わって、若年成人層を処遇するとき、再犯防止という観点からは家族関係の改善というのはとても大切だと思いますので、いろいろ働き掛けるべきではないかという意見もあると思います。若年者成人層の保護者に近い者と考えてもいいのかどうか、今後論点になるのではないかと思い、先生のお考えをお伺いできればと思い、質問させていただきます。

○棚村氏 まさに立ち直りや更生ということを考えると、家族というか、家族関係の修復とか、連携協力を求めるということは非常に重要なことです。私は、厚生労働省の方でも養子縁組あっせんのガイドライン作りに関わっていて、社会的な養護でもやはり同じく言われるのですが、18歳で児童福祉法が一応終わりになっているのだけれども、切れ目のない支援ということで、実は20歳を超えても支援が必要な若年者は多い。そういう中で支援を切れ目なくやっというのと、家族の力や家族の協力をやはり得ないとなかなかうまくいかないということで、家族の意識改革、身近にいる人たちの協力が必要です。実は家族の形が多様化して、離婚とか再婚とかいろいろな形で複雑化しているので、その範囲を確定するのはなかなか難しいと思いますし、家族の支援が受けられないでいろいろな問題を起こしたり抱えている人たちは、かなり高齢者でも、もちろん若年者でもおります。ただ、家族についての協力が得られそうな者については、それを巻き込んでいくということは、私は立ち直りや更生には非常に重要な視点だと思っています。

○酒巻教授 今のお二人の御質問にも関係するのですが、私の理解では、民法上、成人に達するという一つの決定的な要素は、親権から離脱することになると思うのです。ですから、民法の世界で成人になった場合に、18歳、19歳、あるいは今の話題になった20歳、21歳、22歳、そこではもう民法上は、親の親権から離脱している

わけです。そういう人たちの親に対して何か働き掛けを、任意ではなくて、せよというようなことを、別の法律、例えば少年法が命ずることというのは、そもそも民事法との関係で矛盾は起きないのだろうかというのがずっと気になっているのですけれども、いかがでしょうか。

○**棚村氏** 今言われたような形で、一応、大人として扱い、親権も脱するし、契約も一人でできる、婚姻も一人でできる。それから、少年法などもその適用年齢がもし下げられると、それを前提として、むしろ親の協力や家族の協力が得られなくなるのではないかという御心配があると思います。正直言いまして、非行や犯罪とかを犯している子供や若年者の家庭環境について、予防的な、あるいは軽いところの働き掛けは家族が十分機能すると思うのですけれども、重いものについては、家族がむしろ機能していないとか、家族関係がゆがんでいるので事件が起こっていると思うのです。むしろ親権者の育て方に問題があって、そこから離れた方がいいということもあります。養護施設に入っている2万8000人ぐらいの子供たちの調査をいろいろすると、むしろ親の介入を外したり、それから、再統合するにしても、かなり専門的なケアや支援が必要になってくるわけです。ですから、先生がイメージされているのはむしろ軽いもので、そして、例えば万引きとか窃盗とか、それから交通事故などを起こしたりするような人たちで、親権を脱してしまうと保護が薄くならないかということだとは思っています。

ただ、さっきも言いましたように、では、親のコントロールというのがどれぐらい効いているかということ、私は、民法の世界でも、高校を出て仕事をしている人は親に聞きながら契約を結んでいるわけでもないし、自分で働いたお金を自分で使っているし、だから、そういう意味では、法制上は不安やそういうものがおありになるかと思うのです。ただ、それは法制上の何か空白が起きるといよりは、事実上の支援を必要とするところでしていかなくては行けなくて、親が頼りないから、地域や親に代わるべき人たちをやはりきちんとつないでいくというのか、そういうことの方が重要だと思います。今は、非常に無縁化とか孤立化というのが起こっていて、逆にネットワークが非常に強くて親に任せておけるようなところがむしろ、何というのでしょうか、問題を起こすということは、余りちょっと考えられないと思います。法制上は確かに18歳、19歳が放置されないか、親の監督みたいなものの責任がということなのですけれども、私自身はどちらかということ、一応自立をさせた上で、親の働きについても、やってもらえる場合にはそれを何とかやっていただく。ただし、それは強制的にやらせるという仕組みはやはりなかなか難しいのではないかと考えています。

○**加藤刑事法制管理官** 民法の中で現在20歳とされている成年年齢というのは、大きく言うと、行為能力を持つ年齢であるとともに親権から脱する年齢でもあるわけでありますが、この二つが同じであるべきなのか、ずれることがあるのかという議論は余り聞いたことがありません。民法の中では、この二つは同じ年齢であることが所与のものだと考えてよろしいのか、あるいは政策的にずれることもあるのか、同じであるべきであるとするならば、それはなぜなのかといった点について、教えていただけますでしょうか。

○**棚村氏** 行為能力というのは、いわゆる取引をしたりするときの法定代理とか、単独ではできないとかいう話です。意思能力というのがまたあって、これは自分の行為をやっている結果がどういうことになるかを理解して、最低限度、弁識できるかどうかということのしよ

うか、その辺りのところでちょっとずれが生ずる場合があります。未成年者であれば、判断力が仮にあっても、とにかく法定代理人の同意は得なくてはいけないというのは、重要なことについてです、小遣いとかの処分でなければ。そういうようなことで、実は民法は、一応取引の安全や対社会との関係では基準は示しているのですけれども、個別の事案では、やはり不法行為で損害賠償責任を負わなくてはいけない能力については、10歳とか言いながら、賠償を確保するために上げてみたり、それから、親の監督責任みたいなものを持ち出したりします。ですから、そういう意味では、民法の領域だと、ある意味では、基準はあるのですけれども、その例外としていろいろなもの、例えば遺言年齢とか養子縁組の年齢を15歳にするといったものが、割合と柔軟に対応していると思います。16歳で親の同意を得て婚姻すれば、成年が擬制され、親権を脱します。

ただ、少年法の場合は、なかなかそういう融通無碍なことができないのではないかと思います。民法の世界はどちらかというと、一応基準なので、何というのでしょうか、原則はそうなのだけでも、例外的にはいろいろな場面ごとにやっているというのが基本的な構造になっています。少年法がそういうことができるかどうか、特に刑事法の特別法でもありますので、難しいと思います。

○白井参事官 それでは、時間の関係もございますので、これぐらいにしたいと思います。棚村様、ありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 次に御意見をお聞きするのは、放送大学副学長であり千葉大学名誉教授の宮本みち子様です。宮本様からは、現在の少年及び若年者の実情並びに彼らを取り巻く社会環境、それから、少年法の適用対象年齢の引下げなどについて御意見を20分程度お聞きし、その上で質問をさせていただきます。配布資料は、御手元の「現代の若者の特徴と成年年齢引き下げ」と題する資料1点でございます。

それでは、宮本様、お願いいたします。

○宮本氏 放送大学の宮本でございます。20分いただきまして、先ほどの棚村先生がお話しになった現在の若者の状況のところがある程度重なりますので、そこは概略だけお話しさせていただいて、特に後半の方を中心にお話しさせていただきたいと思います。

最初に、資料の1ページ目ですが、全体として、現代の日本を含めた先進工業国における若者の変化についてどのような整理がなされているかということで、少しまとめてみたものでございます。

まずは、成人期への移行という言葉がありまして、青年期から成人期への移行のプロセスが非常に長期化しているという表現の仕方、これが先進工業国では20年くらい前から一般的に使われるようになってきております。単に長期化するというだけではなくて、従来の大きなというか、太いレールが敷かれて、そのレールをずっと長期にわたって走っていくという姿ではなくて、複雑でジグザグな移行へと移ってきたということが言われておまして、欧米諸国では1980年代くらいからそのような表現が使われるようになり、日本の場合には、このジグザグな移行というのは1990年代の後半から終わりくらい辺りから始まったというように思います。

新たな移行のパターンは、個人化、多様化、流動化という表現が使われておりますけれども、その背景にあるものは、先ほど棚村先生からも御指摘があったとおりでございます。

学校教育年齢は非常に長くなっているのだけれども、一方ではその長くなった学校教育というものから落ちこぼれる人々もいて、なかなかその数が減っていかない。あるいは高学歴化する中で、学校教育から落ちこぼれていくということの大きなデメリットがかつての時代よりも大きくなっているというような状況があり、同時に労働市場がグローバル化の中で不安定な状況にあり、また選別化が進んでいるために、労働市場にうまく入れない若者たちが社会問題として認識されるような段階に入ったというようなことが指摘されております。

1 ページの下のところ、若者にとってのリスク構造ということで整理しておりますけれども、雇用セクターによる生活保障と家族セクター、特に親による養育扶養によって担保されて吸収されていたリスクが吸収されなくなっていく、これは表現を変えると、家族福祉と企業福祉で守られてきた若者たちが、その仕組みの中で守られるということがだんだん難しくなってくるという特徴があるかと思えます。

そのようなことで、下から4行目にありますように、経済的に頼れる親を持っている若者と、それができない若者へと二極化していくということでありまして、先ほども質疑応答の中で重要なポイントが出てきてました。親は一体何歳まで子供に責任を持つのか、これは法律上で定めている親の責任年齢と、実態としての責任年齢は大幅に乖離をしていて、実態としては30歳くらいまでは、ジグザグな移行をする子供に対して親が責任をとらざるを得ないというような状況が広がっている一方で、思春期の頃から親に守られない若者たちが一向に減らないというよりも、むしろ増えていくというような問題があるだろうということでございます。

裏面の方にいっていただきまして、上のところはちょっと飛ばしまして、子供、若者、大人というような年齢段階を表示する用語でございますけれども、実は現代はこの子供、若者や大人というような定義というのが非常に難しくなっています。これはどの国でも言われるものでありまして、例えば、成人期への移行という言葉は非常に大きな問題を持っておりまして、成人期というのは一体どこから始まるのか、どういう状態になれば成人になるのかという議論が可能になりますけれども、この議論をやっていけばやっていくほど大変難しい問題を投げかけている、つまり、現代の先進工業社会では、大人というものの明確な定義ができなくなっている状況にあるということでございます。

例えば、工業化の時代ですと、成人期を定義するときには、例えば最終学校を卒業する、それから就職をして自分で給料を得ることができるようになる、経済的自立です。それからもう一つは、結婚して家庭を持ち自分の子供を持って子供を養育できるようになる、その辺りのところが重要な指標になったかと思えますけれども、それを今の時代に当てはめることが可能であるかというような話でありまして、特に日本の場合などですと、これだけの非婚社会になっておりますので、家族を形成するということが大人の条件として妥当かどうかというような問題が出てくるというようなことがございます。

中段に書いてありますように、民法の成年年齢の議論のときにも出てきたことでございますけれども、東京大学の村松先生は、18歳あるいは20歳までは子供あるいは未成年、それが終わると大人というような二分化した定義というのはおよそ現実的ではないという整理をされて、まさにそうでありまして、未成年と成年も段階区分をすると、ここに書かれているような四つくらいの段階になると、それで、順次、ある条件を満たしていくとい

うことになると思います。

私は、大分前から、現代における若者というものを考えるときに、少なくとも青年前期と青年後期というものに分ける必要があり、そして、さらにポスト青年期、20代後半ですね、その辺りのところもあるというようなことで、今、日本でも若者問題といったときには、雇用に関しては、少し前まで34歳から35歳までを若年者雇用問題の対象にしてきて、2年前にニート問題に関しては、40歳まで延長して、地域若者サポートステーションの対象にするようになりました。これを無限に引き上げていったいいのかというような問題もあるわけですが、完全に安定した生活基盤を築くことのできる年齢が非常に不明確になってきているという問題があると思われま。

そうなのですけれども、実態を見て指摘できることは、例えば16歳、17歳、大抵は高校に在籍している状況にありますけれども、しかし、今問題になっているように、高校中退者の数が、少子化ですから母数が少なくなっているけれども、しかし割合としては減らない、高等教育に大量に行く時代に高校中退して中卒という形で社会に出ていく人々がいて、この人たちが一番大きな問題を抱えているとすると、16歳、17歳というのは誰でもが、後期中等教育レベルの多様な教育を受けられる環境が与えられるということが非常に重要な課題になっているというようなことです。

それから、18歳、19歳は、高等教育が受けられること、それから、親が経済支援できない場合には親に代わる経済支援、生活支援が必要な年齢層であります。というのは、18歳、19歳で、親の支援が受けられず、それに代わる経済支援、生活支援が受けられず、高等教育を受けることができない、あるいは実社会で安定した仕事に就けない若者問題というのが、明確に認識されているからです。

それから、20歳から23歳に関しては、大学生年齢でありますけれども、既に実社会に出ている人たちもいます。この年齢層に関しても、やはり成人とは違う課題というのがあって、やはり実社会へ出る準備を整えるための環境が与えられる必要があります。ということは、実社会に出る準備がなかなか整わない大学生たち、あるいは、実社会にいるけれども、しかし整わない若者たちの問題というのが認識されています。

それから、24歳、25歳になりますと、キャリア形成あるいはライフプランニングの支援というのがやはり重要です。24歳、25歳ですと圧倒的多数はまだ未婚状態にあり、それから10年経っても家族を形成しないかもしれない人の方が多いというような状況にある、これが今の日本の状況だと思います。

ということで、成人をどう定義するかということですが、未成年と成人は明確に区分できるものではないということがまず第1点です。それから、青年から成人へはプロセスとして認識することが妥当であるということでもあります。一歳一歳、状況は変わる、だけれども、極めて個別多様であるということで、プロセスをどう描くかということに関しても、現実はその簡単ではないという問題です。それから、15歳以上に関しては完全な保護の時期ではなく、次第に自立性が高まっていくという段階ではあるけれども、成人への準備段階であるということは明らかであり、教育、訓練、あるいは支援などが大変必要な年齢、それから、20代の半ばまでは完全な成人期とは異なる配慮の必要な年齢段階だということを前提にした対応が必要ではないかということでございます。

先に進ませていただきまして、3ページの中段のところ西洋諸国の議論が書かれており

まして、西洋諸国においても、変わる若者の状況に関しては多くの議論がこの20年くらいあったのですけれども、やはりその背景にありますのは、若者における格差の拡大、特に学校教育からも労働市場からもドロップアウトする若者たちの問題というのが、むしろ非常に大きな問題になってきて、その中での長期失業問題とか犯罪問題とか経済的困窮問題というのが新たに認識されるようになったということでもあります。けれども、その中で、青年期から成人期への移行をシチズンシップの権利を獲得するプロセスと捉えるという考え方へと次第にシフトしてきています。つまり、結婚しているか、仕事を持っているかというような従来の指標によって捉えるのではないという状況があると思います。それから、成人期に入るということは、選挙権、労働の諸権利、社会保障の諸権利等のシチズンシップの権利を獲得する、つまり法的に権利を獲得するというだけではなくて、その権利を実際に行使することができる地位あるいは条件を得た状態とみなすということでありまして、法的な権利というものと実態の両方を見ながら、今置かれている状況というものを判断するというようなことが大事だという議論がされております。

それで、先ほどの棚村先生の議論とも重なるところがありますので、ちょっと省略させていただきまして、4ページの一つ目のところですが、2005年に若者の包括的な自立支援方策に関する検討会（内閣府）がありまして、その議論を元にして、「子ども・若者育成支援推進法」が2009年にスタートして、去年から今年にかけて5年目の子ども・若者ビジョンの再検討という作業が終わったところであります。この検討作業とこの法律の中で言われたことは、若者の問題は、教育、福祉、労働、刑事その他、いろいろなものがあって、行政的にはそれぞれが専門的に分断された状況があるけれども、それを横串を刺した横断的な見方が必要であり、10代の後半から30歳くらいまで彼らが社会の中で一定の安定したポジションを得るプロセスをきちんと見ていくような見方というものが重要だと認識が広がりました。その中で、複合的な困難を抱えている青少年、若者に関しては、10代から、あるいは本当は幼少からなのですけれども、10代から大人になるまで、それは30歳くらいまでを想定してですけれども、その人たちの自立を見守っていくような社会の環境整備が必要だということになっております。

先ほどの、例えば18歳を超えた19歳、20歳の人たちに関しては、大人として処遇していいのか、あるいは親の親権を離れたときに、彼らの生活をどうやって誰が守るのかという大変重要なお話があったと思いますけれども、その問題は若者の社会保障制度の問題とも非常に密接に関わっております。今の日本の状況では、若者に関する社会保障制度は極めて不備であり未整備だと思われまます。その理由はというと、恐らく工業化時代には若者の場合、ある年齢までは学校年齢期で親が保護した、その後は企業が引き受けて、仕事が潤沢な中では、給料を支払い、やがて速やかに結婚して家庭を持ちながら生計が成り立つような仕組みが非常にうまく機能する時代であったということでありまして、そのために、高齢者に対する社会保障制度は必要だということで整備してきたけれども、子供や若者に関しては基本的に親、その後は雇用が保障するというので、そこから外れた人々に対しては、極めて未整備だったと思われまます。

現在のように、仕事にうまく就けない、親からも保護されないという若者たちの存在が明確にキャッチできるようになってみると、その若者たちを保護するための制度が極めて少ない。例えば、児童養護施設を18歳で出た人たちが住む家もない、仕事にもうまく就け

ない、引っ越しのお金も出ないというような、そういう問題に対して、誰がどうやって責任を持ったらいのかというようなことがようやく議論をされておりました、現在進行中の一億総活躍国民会議においてもその辺りのところは、一億総活躍のためのベースを整えるという意味で必要であるというような議論があり、それと重なっております。

そういう点で、刑法の問題と社会保障制度の問題というのはセットで議論する必要があるのではないかと思います。時間が来てしまいましたので、不十分ですけども、取りあえずここまでということにさせていただきます。

○白井参事官 それでは、質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○小川矯正局長 1点お伺いしたいのは、若者に対する支援についての整備についてです。今検討されているということですので、どういう方向性になるかなかなかお答えいただきにくいのもかもしれないとは思いますが、例えば青年前期とか、青年後期とか、ポスト青年期とか、年代によって支援内容がある程度変えていく形で、年齢に応じた必要な支援を得られるような形を模索していくのか、それとも、余り年齢にはとらわれずに、それぞれの青年あるいは若者の特性なりニーズに応じていろいろと必要な支援を個別に提供していくような形にするのか、その辺のイメージを教えてくださいと思っています。

といいますのは、矯正施設の中でも、あるいは矯正施設から外に出すときにも、いろいろ教育上の支援とか、それから就労の支援とか、あるいは職業のあっせんだとかをしなければいけない状況になっておまして、少年院あるいは少年刑務所、様々あるわけですけども、社会的な支援の枠組みと無縁ではないと思うものですから、どのようなことを社会的な支援の枠組みとしてイメージされているのかを教えてくださいと思います。

○宮本氏 私は、法律の専門家でないものですから、法律の観点ではなくて、若者の問題に関する議論の中でお答えしますが、この10年くらい確認されてきたことについては、年齢の問題でない、要するに、実態としてどのようなニーズを持っているかということ、これを見極めることが必要だということで、大体の合意ができています。

例えば、学び直しというのは、現在非常に重要なキーワードになっていて、高学歴化の中で学校制度から落ちてしまう人、それから、高校は卒業したと言いながら履歴書一つも書けないという若者たちの学力問題が認識されています。その人たちに対して、社会で自分で生計を維持できるようになるために、学び直しが絶対必要だと考えられています。そうなってくると、これはもう年齢の問題ではなくなってくるわけで、従来の学校教育制度というのは、年齢で輪切りにしてきたわけですけども、ある年齢以降は、ある年齢というのは10代の後半くらいからですが、生涯学習型の教育へと持っていく方が現実的ではないかというようなことです。

それから、仕事に就くということも若者期にとっては極めて重要なものですけども、何歳で仕事に就けるかというのは誰にも決められない。工業化時代では18歳で高校を卒業したら4月1日入社というような、そういう極めて明確な年齢で把握できるような状況が30年くらいはあったかと思いますが、現在はもうそうではないわけなのです。ですから、いつでもどこでも、自立させるために何がこの人に必要かという観点で捉える、したがって、教育、福祉、労働、保健医療その他を横串を刺すような形で考えるということが最も現実的な在り方になっているかと思っています。

○小川矯正局長 その中で、30歳とか40歳とかのお話もありましたけれども、一定の上限年齢というのは決めるのでしょうか。

○宮本氏 この間、若年雇用施策は若者を、35歳から40歳へと引き上げてきました。しかし、若者期の特徴というのは教育訓練が重要な年齢層であるということで、やはり中年期以降の、例えば長期失業の状態の人と、若年者の失業状態、無業状態の人とを一緒に扱うよりは、やはりその年代に特有のニーズというものを見極めた方法の方が効果的であろうとは言えると思いますが。

○片岡保護局長 成人として刑事罰を科すのか、少年としていわゆる保護処分にするのか、その区切りをどうするかというのが、この勉強会の一つのテーマになっています。今のお話をお伺いしていると、ある程度、ある層、若年層といいますか、その層はバックグラウンドあるいは現代の生活環境が様々であって、ニーズといいますか、必要としているものも様々であって、一律にどちらかに割り切れず、そういう必要な部分を見ていくべきではないかというようにお伺いしたのですが、なるほどと思いつつも、片や、では、選挙権はどうなるのだろうと、同じ18歳といってもばらばらなので、ある人には選挙権を与えて、ある人にはまだ早いというのが本来のお話という御意見なのか、あるいは選挙権はもう割り切って、それは制度論として仕方ないですよというのであれば、もしかしたら、ここでの議論のメインは刑事司法ですから、刑事司法の世界もむしろ選挙権に近い話で割り切って、何歳以上はやはり成人としての刑事罰、何歳以下は少年としてというふうな割り切りをした方がいいのか、その辺はどうでしょうか。

○宮本氏 選挙権などのいわゆる政治的なシチズンシップに関しては、18歳に引き下げた場合の一つの重要な意味合いというのは、教育的な意味合いが非常にあると思うのです。いかなる状況であろうと、社会の一員として、そこでポジションを得て発言をして社会の環境に働き掛けていくというような考え方や、それに必要な力というようなものは、やはり18歳で選挙権が与えられるなら、それに合うような形で教育訓練が必要になってくるだろうということ、それはどのような状況に置かれたティーンエイジャーであろうと、まずはベースとして学校教育で、それから学校外教育の中で行っていくというのが正しいだろうと思います。特に18歳までというのは、一応、籍が学校にありますので、その時期の間に教育をするというのが最も妥当なやり方であろうと思います。

少年法に関しては、やはり犯罪に関しては、投票よりもっと複雑なのは、その子自身だけでなく、その家庭の問題、地域の問題、その他いろいろな問題が絡んだ極めて複雑な要因から成り立っているということでもあります。それからまた、その犯罪に対してどういう処遇をするかということが、やがて実際に彼らがどうやって自立していくか、その生活を成り立たせていくか、それから社会の中の一員として生きていくかというようなことに関わっていることでもあります。ですので、やはりいろいろな要素を加味して、より良い自立を促すような対応をしていく必要があるだろうということです。ですから、選挙権に関しては、私は、もう年齢でよろしいだろうと思いますが、この少年法に関しては、先ほども棚村先生が悩ましいと言われ、私は法律家でないのもっと悩ましいのですけれども、たとえ18歳というふうにしたとしても、その後の19歳、20歳、あるいは21歳、22歳でも同じだと思えますけれども、その人たちが生きて市民として生活ができるようになるためにどうしたらいいかという、もっと全体的な検討が必要ではないかという感じ

がいたします。

○加藤刑事法制管理官 青年から成人への成長というのは、線引きではなくてプロセスとして認識するべきだというお話を興味深く伺いましたが、一つ、最後のところで、社会保障制度と刑法の問題というのをセットで考えるべきではないかというふうに御指摘をいただいたと思います。今までの質問に対するお答えでも、例えば教育や福祉、それらの制度を含めて横串で考えるということの一つの場面なのかなというふうに受け取らせていただきましたが、具体的に、社会保障制度と刑事の制度、あるいは刑事政策といったものをセットして考えるとすると、どういう考え方ができるのかといった点について、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○宮本氏 例えば、今、喫緊の課題だと言われているのが児童養護施設を18歳で出る人たちの処遇の問題でありまして、今、日本の社会では18歳で実社会でこれから自分でやっていけと言われて、どうなるかということですが、住まいもない、ほとんどがアルバイト状態でありまして、養ってくれる人がいない状態で自活はもうほとんど難しい状態です。つまり、犯罪と隣り合わせのような状態で実社会へ出ていかざるを得なくなっております。そうなってくると、もし少年法が18歳で終わると、19歳、20歳、それ以降もそうだと思うのですけれども、生計が成り立たない、それで実社会へ出て行く場所もないという人たちが犯罪を犯した場合に、大人だから、自己責任だといって処罰すれば、解決するのかという問題でありまして、やはり生活基盤のスタートラインですので、生活基盤を整えるための社会保障制度というのが若者期では特に必要であろうということになります。

ところが、犯罪者であろうとニートであろうと、それからひきこもりであろうと、その辺りの年齢層の人たちに対してはほとんど制度はなく、親が守ってくれないと本当に困るというような状況になっております。ですから、ここでは今、犯罪、刑法に関しての議論ですけれども、私どもが今議論している分野でいうと、犯罪であろうとニートであろうとひきこもりであろうと障害であろうと、若者の持っている問題と、それに対する処遇に関しては共通性が非常に大きいというふうに思っているわけで、そういう意味での若者期の社会保障制度の整備と同時並行で、18歳問題を検討する必要があるのではないかとというようなことでございます。

○加藤刑事法制管理官 ありがとうございます。要約すると、若者に対する社会保障制度を充実することによって、そもそも犯罪に陥らないようにすると同時に、少年手続なり刑罰なりを受けて社会に復帰した者に対しても、また社会保障制度を手厚くすることなどによって、再び犯罪に陥ることを防ぐというトータルとしての考え方が必要ではないかと、そういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○宮本氏 そうですね。特に出口問題に関しては、職歴のない人が大人と同じように刑法で処分されて、そして実社会に出てきたときに、学校を卒業したての人よりも、より一層厳しい状態で、そこで自分の力で生きていけということが可能なかどうかというようなことかと思えます。

○太田教授 先生のお話ですと、要するに、年齢区分というのが重要ではなくて、その個人に応じた支援だとかサポートというのが非常に重要だというふうに伺ったのですけれども、その場合に、例えば、児童養護施設は、今、例外的には20歳まで可能になっております

が、児童福祉の対象年齢を上の方に延ばすのも、逆に、児童福祉は取りあえず18歳で切っておいて、その代わり若年福祉制度みたいなものをきちんと使うのも、これは別にどちらがいいということには必ずしもならないということによろしいでしょうか。

○宮本氏 そうですね。

○太田教授 とにかくシームレスな、世代というより要保護性に応じた支援が行われればいいので、児童福祉を延ばしてもいいし、ある年齢で切るならば、その後の、若年福祉制度なり若年福祉法なり、そういうものを作って、切れ目のないようなサポート体制ができていくようなことであればいいということでしょうか。

○宮本氏 はい、おっしゃるとおりだと思います。ですから、若者期の社会保障というのは、いわゆる青少年期と大人のつなぎの時期ですので、つなぎの時期特有のニーズに対して社会保障をかけるというような、そういう捉え方になると思うんですね。例えば、EUなどで若者保障、ユースギャランティーという制度がありますけれども、これは学校を出たてで求職中、それから、4カ月以上仕事が見付からない25歳までの若者に関しては、ほぼ強制的にカウンセリングと職業訓練をあっせんする、それに対する訓練手当を支給するわけです。これは国家と若者の間のある種の契約関係だというような理解もされているのですけれども、つまり、25歳と定めたのは、25歳くらいまでは若者としての巣立ちの支援が必要な年齢だからです。EU加盟国では今、ユースギャランティー（若年保証）がほとんどの国で広がっているというふうに聞いています。

○太田教授 そうしますと、先生のお話を私の方で勝手に解釈して、これを少年法に当てはめて、少年ないしは若年者の持っている要保護性に応じた対応が行われるのがベストだということであるとすると、それは少年法の年齢を今の20歳に据え置くか、さらには拡大していてもいいし、反対に少年法の年齢はある段階で切って、それは20歳か18歳かは分かりませんが、切った上で、その上の年齢層においてもちゃんとした適用、例えば刑罰を科した上できちんとした処遇とか支援とかというのが行われれば、それでもいいということになりますでしょうか。だから、どちらが優劣がつくというわけではないというふうに勝手に^{そんたく}付度したのですけれども、そのように受け取ってよろしいでしょうか。

○宮本氏 はい、棚村先生も先ほどおっしゃっていましたが、18歳にするかどうかはとても悩ましいところです。ですから、私は、今日、少年法の適用対象年齢を18歳に引き下げることに反対と言うつもりもないんですけれども、18歳にもしたとしても、19歳、20歳、あるいはその上まで、犯罪を犯していようが、やはり自立していくための支援は必要であり、そのための環境整備と同時にやる必要があるだろうということで、それは、先ほどの「子ども・若者育成支援推進法」などの理念とも全く合致する話だと思います。

○白井参事官 ほかに質問がある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、宮本様、ありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 次に御意見をお聞きするのは、元矯正研修所長であり龍谷大学非常勤講師の十倉利廣様です。十倉様からは、心理専門職としての経験を踏まえて、少年を含む若年者に対する鑑別及び処遇の現状と課題、少年法の適用対象年齢の引下げなどについての御意見を20分程度お聞きし、その上で幾つか質問をさせていただきます。配布資料は「発言レジュメ」と題する資料及びパワーポイントを印刷したものの2点でございます。

なお、パワーポイントを印刷した資料につきましては、御意向によりウェブサイトへの掲載は行いません。

それでは、十倉様、お願いいたします。

○十倉氏 ただいま御紹介にあずかりました十倉と申します。肩書は元矯正研修所長、龍谷大学非常勤講師となっておりますけれども、本来ここに記すべきは、刑務所、それから少年院、少年鑑別所で矯正の実務を、浅くではありますけれども、幅広く見てきた者という肩書が今日の発言にはふさわしいと思います。学者、研究者ではありませんが、こうした実務の立場で私が経験した知見に基づいて、今日は発言させていただきたいと思います。

本日、ヒアリング事項としまして、4点をいただきました。限られた時間ではありますけれども、できるだけ、答えていきたいと思えます。大きく分けて2つの命題があって、一つは、鑑別及び処遇の現状と、もう一つは、少年法の適用年齢引下げについてということでもありますけれども、私がここでお話しするのは、引下げの是非について論じるということではありませんでして、もし引き下げられた場合にどうするのかと、そういうことについて限定してお話しさせていただく、そういう趣旨でございます。

それでは、まず第1点目、処遇機関において効果的な処遇を行う上での鑑別等アセスメントの意義ということですが。

まず、端的に申せば、アセスメントの意義は、処分の適正選択及び処遇の適合性の判断に資するというところにまとめられると思えます。非行少年と言われる人たちの中にも保護処分、刑事処分、それぞれに適した者もいれば、そうでない者もいる、これは当たり前のことであります。非常に福祉的な対応が必要な者もいますし、そうでない者もいる。少年院の処遇、刑務所処遇といった器、これがどれだけ立派なものであっても、このマッチングが不適切があれば、当該処分や処遇に期待された役割、機能は十全に発揮されることはないのであるということでもあります。先ほど、宮本先生からいろいろな制度のお話がありましたけれども、いろいろな制度、仕組みを作っても、それにマッチングするような対象者を選ばないと、そういう制度は機能しないであろうと、そういう話にもなります。

現行の少年事件では、審判前アセスメント、要するに、処分の前に精密なアセスメントをする、これが少年事件の最大の特徴であります。審判前のアセスメント、すなわち家庭裁判所の調査官の調査、それから少年鑑別所での鑑別面接、心理検査、行動観察、医学的診断等々、本人それから本人の環境に関する精密なアセスメントをするというのが大きな特徴であります。それから、アセスメントというのは幅広く、処遇機関に対しては、処遇に資するためのアセスメントであるとか、あるいは検証作業ということも行います。処遇鑑別といいまして、鑑別した結果について改めて検証したり、それから家庭裁判所では動向調査もやっておりますし、いろいろなプログラムについての効果検証のプロジェクトも最近やっております、そういう状況にあります。

課題として感じることは、まず処遇連携で、アセスメントの情報をもう少し処遇の機関で有効に活用できないかということ、それから、実務における効果検証のシステムの整備ということが課題になるかなと考えています。これについては、後ほど御説明します、新たに矯正局で作ったツールがありますので、それがこういう課題の克服に寄与するのではないかと考えております。

まず1点目は、効果的な処遇に資するアセスメントという話でしたけれども、効果的とは

何だろうか。何に効果的かと、罰するために効果的とか、いろいろな立場がありますけれども、ここで言っているのは再犯防止に効果的な、再犯率を下げるために有効な処遇とは何かという意味での効果的な処遇であります。二つの立場があつてというところは、これはもういろいろな方がいろいろな資料で説明されていると思いますので、簡単に申し上げますと、厳罰化と改善更生の流れがあつて、一旦はいろいろな処遇の効果が否定され、その結果、米国などで厳罰化政策がとられたのですが、それが有効に機能しなかった結果、今新たな、「何が有効か」論争の時代に入つていって、日本でもいろいろな実証的な研究が進められていると、そういう状況にあるということです。

その中で矯正局が開発しましたのが、このMJCAと呼ばれる法務省式ケースアセスメントツール、海外では一般にリスクアセスメントツールという名称で紹介されているようなものです。これは従来からも非行性進捗判定徴表というものがあつたのですが、従来のものは主に静的な要因、リスクのみから非行性を判定するツールでした。MJCAというのは動的な要因、処遇によって変えられるものも捉えることによって、再犯のリスクと教育上の必要性を定量的に把握するということが可能なツールであつて、これは鑑別の判定や処分の決定ということのみならず、少年院の処遇においても活用可能でありますし、また、鑑別を起点として再非行防止といった観点からは少年院、保護観察所における処遇効果の把握、こういった分野への活用も期待されております。この辺りについては、MJCAは、まだまだいろいろ作り直さなければいけないところもあつて、今そのための作業を進めておるといふことも聞いております。

これまで共通の処遇とかアセスメント理論や方法論を共有していなかったというところとちよつと言ひ過ぎになってしまいますけれども、十分ではなかったというところで、共通言語としてのツールを持ったということで、処遇期間の連携を強化することに期待できるということがこのケースアセスメントツールのもう一つの意義であります。再犯防止ということについては連携強化が必須課題ですけれども、これを推進するツールを持ったことの意味は大きいと考えております。

ただ、アセスメントにおいて、MJCAというのは重要なツールなのですが、これが全てではないということです。きめ細かな綿密なアセスメントということを申しましたけれども、MJCAというのは多くのアセスメントの中の一つのツールに過ぎないということで、可塑性に富んだ少年の間に効果的な処遇を実施するためには、非常にきめ細かなアセスメントが必要であるということでもあります。この理論も多様であつて、その手法もいろいろなものがありますので、ここでは一般的な仕組みとか鑑別の手続、詳細を紹介していますと、それだけで20分過ぎてしまいますので、まず、きめ細かなアセスメントとはどういうものかについて具体的イメージを持ってもらった方がよろしいかなということで、若干の事例を紹介させていただきます。

例えば、これは私が体験した事例ですけれども、調査の段階では、家庭には特段の不満はないと、どの人にもそういうことを言っていました。取調べの段階から、それから家庭裁判所に係属した段階から、少年鑑別所に来た段階でも、余り家庭には不満はありませんといったようなことで、非行性としては進んでいないので、家に帰しましょうというところだったのですけれども、家族画というのを描かせてみたところ、普通は家族の絵を描くのですが、この少女は窓から妹と二人で外を見ていて山から日が昇っていく景色を描

きました。お母さんが夜中にタクシーに乗って出かけていって、妹と二人で窓の外を見ていたら夜が明けてしまった絵ですと。非常にこの人は優等生でしっかりしているという人だったのですけれども、「つらかったんだね」というようなことを言うと、ぼろぼろと涙を流して、実は相当ひどい虐待に遭っていたことを語り出しました。もし通常の面接とか心理検査だけ実施していたならば、このような問題に的確に対応できなかったらと、そういうような事例であります。

それから、発達査定。知能検査というのはいろいろな使い方があるのですが、IQ 幾つですというようなことは皆さん承知かと思えますけれども、単に知能の程度を把握するだけではなく、発達面の特徴を捉えるということで、いろいろなところで活用されています。ここでは検査所見の抜粋ということで、例えば、あなたは最後まで粘り強く取り組んでおられましたけれども、いずれの問題も分からないと言って諦めてしまうのではなく、難しくても自分なりに考えてみようとする意欲が感じられました、このようにすぐに投げ出さずに困難に立ち向かおうとする点はあなたの長所であり、現在の勤務先でも評価されているものと思われまます。検査結果から、たくさんの情報があるときは、どこに注目すればいいのかあなたは分からなくなって混乱しやすいという傾向がありますと、一方で言葉を理解したり言葉で表現する力は優れているので、こうした得意なことを利用して苦手なことをカバーしたらいいでしょうと。また、多くの事務処理を一度になさなければならぬときは、全てを目の前で並べてやろうとしたり、頭の中で考えるのではなくて、紙に手順や優先順位を書くなどして自分で見て分かりやすいように整理すると、明確に理解できますし、焦ってミスをすることもなくなるでしょうと。こういった所見を出して励ましながらフィードバックする。こういうふうにも活用できるということでもあります。

ちょっと事例の説明が長くなりますけれども、後で綿密なアセスメントという話も出てくるかと思いますので、具体的なイメージを持っていただくために、こういうものを紹介しました。

また、次の事例は、暴力事件で少年鑑別所に来た少年で、少年鑑別所の中でも教官に突っかかっていくことがありました。ただの乱暴者ですというふうに理解することもできるのですが、行動観察、教官面接を通じて、どのような場面でどのように行動して、そのとき何を感じていたかというのを綿密に担当教官が観察すると、あらゆる状況で見下されたという言葉が頭の中に自動的に引き起こってくるというのが分かった。何かの原因でそういうことをしたというよりも、彼の中のこういう考え方のゆがみといいますか、そういうものが非常にこういう暴力事件に関係している。では、どのように対応するのか。単純に考えれば、ゆがみを直せばいいのではないかとということなのですが、そのゆがみというのが非常に根深いものであるというのがまた分かった。そうすると、この考え方が間違っているというよりは、それを受け入れて、見下されたときにどうしようかというアドバイスをすると、彼にも受け入れられやすいのではないかと。それで関係が改善されればいい循環が生まれて、人間関係もうまくいくかも分からないねというのを教官と話し合って、そういう方針を試したと、そういうような事例です。

少し事例の説明が長くなりましたけれども、アセスメントの実態を知っていただく上で、M J C Aだけがアセスメントではないんだよということを理解していただけたかと思いません。

さて、次に、年長少年、若年成人の施設内処遇に対する評価と課題ということを知っていますけれども、少年刑務所で少年院出身者の方にアンケートをとりまして、実際に、彼ら自身に少年院と少年刑務所、どう違うのですかということを知りましたので、その結果について御報告します。

まず、アンケート調査の結果、未決生活、これは少年鑑別所の生活と比較していませんので、単に未決の生活のアンケートです。よく刑事裁判の効用というものも言われたりするわけですが、肯定的な影響としては、事件の重大性がよく分かったとか、被害者の心の痛みが分かったと、そういうような反応がありました。一方で否定的な影響としては、一旦そう思うのですけれども、やがて時間の経過とともに、多くの者がそういう事実から目を背けて防衛的構えを強める傾向が強くなっていく、そういうことがアンケートからは分かりました。限られた件数ですが、この調査からはそういうことが言えます。

拘置所生活全般について言いますと、孤独、無為、退屈というキーワードでまとめていますけれども、非常に孤独で寂しくて自殺まで考えたという者がいる一方、退屈であったと、毎日エロ本ばかり見て過ごしていましたなどというアンケート結果で答える者もいる、非常に退屈であったというふうに答える者もいる。刑務所と少年院の差ばかりに目が行きがちですが、こういう未決の生活というのも非常にポイントになると考えております。

少年院と刑務所の処遇の差異ということで聞いたところでは、処遇構造で、対人構造、これに大きな違いが見られました。少年院では教官と少年の関係、いわゆる縦の関係と便宜上言いますが、この関係が非常に強い。教官と少年の一体感が非常に強いのです。よく少年院では、入ると不良感染すると言われるのですが、そのアンケートの結果では、見事にそういうものは遮断されておったというようなことでした。余り横の人のことはよく知らないのだというようなことを言っております。刑務所では逆に、被収容者間の相互の横の関係が強いと、そういう結果であります。両方ともに、それを肯定的に受け止めている者と、そうでない者はもちろんあります。

処遇構造としましては、時間については少年院では昼夜一貫した教育的な構造の中にあるということです。それから、職員組織との関係もあつたのですけれども、昼夜同じ職員が同じような対応をしている。刑務所の場合は昼夜の生活構造が大きく異なる、これは昼間の作業の義務を果たせば夜は自由であるということです。アンケートにも、夜は自由だという感想を述べておられる者がいました。印象に残っているのは、飯場で生活しておられるような感じで、飯場から昼間、工場に勤務に行っているような感覚だということを言っておられる方もいました。

処遇構造のうちで、職員組織としては、少年院の場合、組織が小さいということもあつて、一体となつて処遇する。刑務所の場合はいろいろな役割が分化、専門化しておつて対応しておると、そういう形になります。

それから、少年院と刑務所、どちらが厳しいですかと、どのように厳しいですかと、厳しさの質などを聞いてみました。彼らのアンケートでは、少年院ではとにかく考えろ、考えろと言われると、これが厳しいのだというような答えでありました。考える厳しさというのを強調する者が非常に多かつた。私が驚いたのは、だから刑務所以上に厳しいのだと答える者が多かつたということです。刑務所の場合は収容期間も長くて厳しいし、規律も厳しいし、それから、対人関係の苦手な者にとっては被収容者間の圧力、横の関係ですね、

これが厳しいのだというような答えの者が多かったということでもあります。

ただ、このアンケートは大きな欠点があります。これは少年院を出て、失敗してきた者ばかりにとったアンケートで、かなりの偏りがあるということでもあります。ただ、厳しさという面にはいろいろな側面があるのだということを示唆する、そういう結果ではなかったかと思えます。

また、私が少年刑務所に勤務していた時期は2000年の少年法改正時でした。少年受刑者処遇に一生懸命取り組みましたので、よく、刑務所には教育的な雰囲気がないと言う方もいますけれども、それを聞くとちょっと内心、残念に思うぐらい、みんな熱意を持ってその当時、少年受刑者処遇に励んだということでもあります。いわば成人処遇の理念と少年処遇の理念の統合、これはちょっと言い過ぎかなとも思うのですけれども、実務の場においては少なくともそういう意識で一生懸命、目の前の少年を何とかしようということで、可能な限り少年の特性に配慮した処遇を追求した、そういう試みであったと思えます。

例えば、作業については、少年受刑者には全員に職業訓練を受けさせました。これは、やはり自立ということに向けて、必須であろうということからです。

それから、ほかの受刑者との大きな違いは、担任制をとったことや、日記指導をして綿密に毎日の内面を追ったことでありました。また、特区として少年工場を作ったので、様々な教育的便宜が可能になった、いろいろな工場にばらばらに入れるのではなくて、一まとめにして作業をさせた、それで、いろいろな教育的便宜を図ることが可能であったということです。ただ、やはり大きなマスの中の特区ですから、刑務所全体の中で、これは一部にしか過ぎないわけです。いろいろな面で公平性担保の必要性から、限界があったということです。両者の統合は可能であるかということ、今言ったような特区であるが故の限界があるということです。

この結果については、2002年の犯罪心理学会の抄録にもまとめてありますので、興味ある方はまた参照していただければと思います。

それから、2番目の事項でありますけれども、少年法の適用年齢を引き下げた場合の保護処分に対応する措置の在り方について問われております。

この中で私がまずお答えしたいのは、施設の規模、集団編成の規模です。いろいろな理念とか方法論、健全育成のためなどと言いましても、やはり規模や数は処遇の質や理念の実現に大きく影響するわけです。例えば、少年院でも500人、1000人を一つの少年院に入れて健全育成や個の多様性に対応ができるかといえ、それは無理です。やはり何かこういう措置を考える場合は、施設規模や集団編成の規模というのをまず考えることが必要であると思えます。そういうことで、これを第1番に持ってきました。

内容については、これはいろいろな考え方があると思いますが、一般的に精神発達未熟でいまだ可塑性に富むとされるわけですから、未熟に対応しなくてはいけない。未熟の対応の一つは、やはり考える処遇の充実ということでもあります。考えるということは、先ほど触れたように、非常に厳しいのだというようなアンケート結果が出ていました。これは従来、少年院の専売特許であったということですが、刑事施設でも認知行動療法プログラムというものが入ってきて、必ずしも少年院の専売特許ではなくなりました。ただ、そのプログラムを適用されるのは、刑事施設では圧倒的に少数であるということです。こういったものを通じて考える処遇を充実させる。それと、次の対人構造

で、指導者との個別の関係を基盤とする処遇を必要とする者への対応、未熟な人にはこれは非常に重要だと思えるのですけれども、こういうものが必要であると。これは考える処遇とも対応します。考える処遇を充実させるためにはこういう関係も必要であろうということです。担任制をとって面接することや、日記指導等がこれに当たります。

それから、時間構造、夜間処遇体制としましては、未熟であるゆえに不良感染の影響を受けやすい、主体性に乏しい、こういうことに配慮が必要であろうということです。これも夜間処遇体制の、先ほどのアンケートの結果から申しますと、これの整備が必要であろうということでもあります。個室化というのは、これは拘禁の影響もあって、なかなか無理でありますけれども、個室と集団室を適宜配置しながら対応するとか、あとは問題は綿密な行動観察、少年院はそうですけれども、夜間でも非常に綿密に行動観察があるわけですが、そういうことが可能な集団編成、そういうことに配慮が必要であろうと思います。

それから、治療的処遇ということでもありますけれども、医療なんていうのはこの治療的処遇の典型で、これはもう統合失調症の人には病気に沿った処遇をするというのは誰にも合理的な範囲で了解できるわけですが、それ以外の非常に個別に対応するような者がおると、そういう者への、他との公平性の兼ね合いを考えて、許容できるような、そういう枠組みが必要であろう。これは刑事施設のマスの中ではなかなか難しいということでもあります。少年院でも実は集団の中で許容して処遇するというのは大変難しいところで、この個別な対応を要する少年が増えておるといふところの処遇の困難性が増しておるといふところが今の少年院の一番の困難さであると、そういうふう考えております。

それから、可塑性への働き掛けということで、やっぱりこれは初期設定が重要であるといふのは、これはもう皆さんも御経験上、よくお分かりかと思えます。特に、可塑性の富んだ状態でありますから、最初に失敗すると後で手間がかかると。もう一方、自覚を促す処遇ですね、よく刑の効果として感銘力への期待と言いますが、刑の感銘力というのは、それだけで期待できるわけではありません。可塑性もそれだけ放っていて可塑性が発揮できるわけではなくて、ある程度、気付きということ、自覚がないとその可塑性というのは発揮できないわけですから、それを発揮させるような気付きを促すための支援、処遇といふものが必要であろうということでもあります。

これと関連しまして、未決処遇の視点の必要性ということを述べておきたいと思えます。どうしてもこの制度を考えたとき、余り未決のことが入っていないように思いました。やはり、先ほどのアンケートでもありましたけれども、決定後の処遇、教育に目が向きがちですけれども、未決というのは非常に重要なわけです。せっかく裁判の過程で被害者の思いとかそういうことに思いが至っても、やっぱり非常に衝撃を受けると、それをカバーしようというのが人間の心性であります。カバーして防衛的な傾向を強めて受刑生活に入ったという少年受刑者の姿を多く見てきましたので、この辺りのサポートが必要であろうということです。もちろん孤独に耐えかねて自殺を考えたというアンケートもありますので、そういう面でのサポートなども必要だと思います。

それから、要保護性の判断の在り方ですけれども、これはもう全体像を抜きにしてなかなか難しいのですけれども、まず判断のシステム、これについては今、有効な判断のシステムがありますので、これを活用することが適当であるということです。環境や資質に関する極めて専門的な判断機関、集団がありますので、これを是非活用すべきであると。

それから、判断の視点、基準ということでありませけれども、アセスメントすべき項目は多いわけですが、18歳、19歳、未熟で可塑性に富むとされることですから、やはり再犯リスク、成熟度、可塑性といった視点からのアセスメントというのがポイントとなろうかと思えます。この基準については、保護処分相当性の判断に当たっての調査項目及び鑑別判定の理由というのを示されておりますので、こういうものが非常に参考になるかと思えます。

こういうものを判断して要保護性の判断をするわけですが、さて、その判断したものを刑事処分の枠組みの中でどう活用するかというのは、制度の全体像を見ないと、明確な基準を作るのはちょっと難しいということでもあります。

それから、20歳以上の若年成人についてもいろいろ議論されるところでありますが、先ほども宮本先生からお話がありましたけれども、やはり連続的な、成熟のプロセスの途上にあるということで、これは要保護性の高い者もおるし、保護処分の措置を講ずるのが望ましい者もいるということでもあります。ですから、こういう切れ目のある制度ではなくて、連続性のある制度とすることが望ましいということで、上限については一概には言いませんけれども、今の制度の中から考えていくべきだと思います。年齢のことについては、先ほどのお話をお伺いしましても、なかなか難しいということでもあります。

ある程度の年齢で区切って、いろいろ選択肢があれば望ましいし、例えば、先ほどの少年受刑者の話ですと、少年受刑者の処遇から20歳に達すると、全くそれまでとは切り離された成人受刑者と同じ環境に移るわけで、そこは切れ目がはっきりしておるわけです。そういう者についても、もし保護的措置が必要な、我々がやったような少年受刑者の処遇が必要であるということであれば、そこから連続性のある処遇が20歳に達しても必要ではないかと、その判断をどこかで適切にして、処遇の連続性を保たなければいけないと、そういう話であります。

○白井参事官 それでは、質問に移ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○片岡保護局長 かなり現実問題に関する質問になるのですが、今の20歳以上の若年成人についても要保護性の高い者がいるところの関係で、各種データといいますか、現状では、少年院に入っている、一度ならず二度以上も入っている者もいて、それが成人になって20歳を過ぎて、また再犯するというときに、成人になってからは、言ってみれば初犯であるからという理由かもしれませんが、保護観察付執行猶予、いわゆる4号観察になる例が、全体の年齢層に比しても高い割合であるにもかかわらず、非常に成り行きが悪い。つまり、もう一回再犯してしまう。保護観察中に再犯して保護観察の取消しになる。つまり、少年の間は少年院に入って、成人になってから保護観察付執行猶予になって、その保護観察中にまた再犯するから刑務所ということになるのですが、今の御議論を踏まえると、やはりその辺の層にも、要保護性次第のところはあるのでしょうかけれども、今の制度をちょっと無視して言いますと、引き続きもう一回少年院とか、あるいは刑務所でもそういう若年層のための刑務所のようなものが考えられないのかなと、つまり、20歳になったから手続がかなり形式的に変わってしまっているところが、4号観察にしわ寄せが来ているという気がするのですが、ただ、片や少年の間にも何回も少年院に入る者がいますので、そこは果たして現場の少年院の感覚からして、いや、可塑性に富んでいる少年だから2回でも3回でも少年院に入っていていただいてもいいのだということになるのかどうか。大人にな

ったから最初は4号観察でいいかなとされても、成り行きが悪いですから、何か打開策がないかなと思い、制度設計も含めまして、現場の感覚的なものからお知恵を拝借できたらと思いますが、よろしくお願いします。

○十倉氏 私の方で明確な打開策をとってもお示しすることはできませんけれども、再犯防止のために要保護性を解消するという視点からは、そういう複数の選択があればいいと思います。けれども、今の制度刑事処分の枠組みの中で、その要保護性を解消して再犯を防止するところがなかなか難しいと考えております。その辺りの制度論になりますと、私の方ではこれ以上のことは何とも申せませんが、やはり再犯防止という観点からは、要保護性の解消、これを何とか若年層の中でも求められるようなものがあればなど、そのように考えております。

○富山官房審議官 私も同じ実務家として感じるのは、やはり少年の処遇と成人の処遇というのは、明らかに施設の規模が違う。そしてまた、その結果として、少年施設の方は手厚い職員の体制を築いているのに対して、刑事施設では必ずしもその体制ができていないという違いがあるのだと思います。

仮に少年法の適用年齢が18歳に引き下げられた場合に、そのままにしておきますと、手厚い人的配置をしている少年施設のマンパワーがいかされないという、そういう問題が生じてくると思うんですね。御提案がありました18歳、19歳、あるいはさらに20歳以上の者に対して保護処分的な措置を何か考えたとき、これは仮定の話なのですが、一つの考え方として、まず少年院の中で刑事罰を執行するという考え方があると思います。また一方で、刑事施設の中で少年院的な処遇をするというやり方もあると思うのです。それぞれ一長一短はあると思うのですが、刑事施設で少年院的な処遇をしようと思うと、先ほど御指摘のあった規模の問題が生じてくる。では、逆に少年院の中で刑の執行をすることを考えたときに、一番大きな問題は、昔、定役と呼んでいました刑務作業の問題をどう考えるのかということもあるのですが、少年院での御勤務の体験なども踏まえて、その長短というのをどのようにお考えになるか、御所見をいただければと思います。

○十倉氏 どれぐらいの人数の者が収容されるかと、その辺りの現実的な話にもなるかと思えますけれども、やはり、先ほど、私の経験では、大きなマスの中で特区を作ってやるというやり方にはやはり限界があるかと思えます。やはり処遇の個別化を図る上で、施設には施設の標準的な処遇というものがありますので、そこから逃れて特区の中で特別なことをするというのはいろいろな限界があると感じております。ですから、少年という枠組みの中で、理想的には、もしそういう保護処分的な刑事処分を実行するとすれば、そういう枠組みの中でやるというのは一つ、現実的な策かと思えます。ただ、全て、今の少年院の中でそれを吸収できるかというところでもないで、すると、そこでも一つ分けて、アセスメントして、刑務所の中でそういう特区を作ってやる分と、少年院の中で保護処分に代わる措置をやる分というのを分けるというのも一つの手立てかなと思います。いずれにしても、その場合、先ほど言ったような未熟な少年に対する手立てというのは手厚く担保する必要があると思います。刑務所と少年院の一番違いを感じるのは、少年院では、対一の人間関係があることですね、これを基盤とする処遇というのが未熟な少年にとってどれだけ支えになって、助けになっているかということでもあります。先ほど、考える処遇と言いましたけれども、先ほどの刑務所に来た人たちは皆、それに失敗した人ばかりですけ

れども、それがうまくいった人たちの話も聞いてみるといいかも分かりませんが、やはり個別の人間関係の支えといったものがいろいろな気付きにも必要ですし、そういうものを担保する、どちらの場においてもそれが基本になると思います。教育方法であるとか処遇方法であるとか、そういうものの成否というのは、未熟な少年の場合、そういう親密な人間関係、一対一の人間関係、担任制といったものの中で支援があって初めて花開く、逆に言えば、そういうものが非常に効果に影響を与えるものではないかと考えております。

○久家参事官 心理の専門家としての長年の実務経験からお話をいただきましたが、現在、アセスメントとしては、まず少年に対して少年鑑別所での鑑別と、家裁調査官の調査でのアセスメントがあるわけですが、それは成人に対してはなされないというところだと思います。ただ、成人に対してアセスメントが何もないわけではなくて、今日のお話にもありましたけれども、刑務所での処遇が始まる最初のところで処遇調査でのアセスメントをしていると思います。そこでなんです、少年に対して行っている鑑別等のアセスメントと、成人に対して行っている処遇調査との違い、密度やら方法やらが違うのかと思うのですが、ちょっと具体的に分かっていないところもあるので、その違いを教えてくださいたいのと、それとの関連で、少年法の適用年齢を18歳に下げたとして、それでも18歳、19歳、20歳、あるいはそれ以上の者に対して保護的な措置をとれるようにするとした場合に、その層の者に対してどういうアセスメントを行うのが望ましいのか。やはり裁判前のアセスメントを行う方がいいのか、それがいいとすれば、その意義や必要性はどういうところにあるのか、その点について教えて頂けたらと思います。

○十倉氏 まず、刑務所で行われている処遇調査でありますけれども、若年者に対しては調査センターというところでかなり綿密にやっていると承知しています。ただ、処遇調査の意義というのは処遇の必要性のためにやる、これが第一であり、それから、第二に数が多いですから効率性を重視している。この二つの特徴があります。訓令の規定を見ますと、かなり綿密にやるというようなことや、いろいろな手法が書かれているので、一見、少年の調査と区別が付かないようなところがありますけれども、処遇の必要性に応じて、それから効率性を重んじてやるというところで、実際には、かなり違ってきております。

一方、少年事件のアセスメントは、犯罪や非行そのものに関する、それから、そういう犯罪や非行を犯す少年そのもの、人に対する総合的な理解のためにあると考えます。総合的な理解であるから、それは単に刑事施設の中での処遇の必要性のためだけではなくて、いろいろなところで汎用性があるということでもあります。その汎用性というのは、例えば、審判のための要保護性の認定にいろいろな資料を提供できるということでもありますし、狭い意味では少年院の処遇に直接利用されるわけですが、実は刑務所の処遇調査にも非常に活用されているのです。訓令にも確か示されていたと思いますけれども、初犯で刑務所に来た者で、過去に少年鑑別所に入ったことがある者については、鑑別の資料を収集してそれを参考にしなさいということで、処遇調査の中でも鑑別結果が活用されているわけです。

このように、成人の処遇調査と、少年の鑑別などのアセスメントとは、意義とか目的に照らして随分違うわけです。

例えば、汎用性ということ言えば、矯正の処遇だけではなくて保護観察処遇であるとか児童自立支援施設であるとかそういったところでも汎用が効く、そういう資料であります。

将来的に自立支援のために何か役に立てる資料にもなる、また将来的に処分や処遇が多様化してきたときにも汎用性が効く資料であると。処遇調査が限定的であるのに対して、鑑別というのは総合的理解であって、その分、汎用性が効くと、そういうところに大きな違いがあると思います。

具体的な調査の手法で大きな違いがあるところは、処遇調査というのはいろいろなことが書かれているのですけれども、調査専門官が主に単独で面接に頼って作っておる資料であります。一方、鑑別の大きな特徴は、共同調査であります。一つは家庭裁判所の調査官との調査、これで環境面のいろいろな事情が分かるわけです。これは、人間理解にとって非常に重要なことで、環境と人格というのは非常に密接に相互作用を持っているので、総合的な理解ができる。あるいは、少年の更生にあっては環境面の資料というのは直接的に非常に役に立ったりする、そういうところでは刑事施設でも利用しているのですけれども、そういう共同作業であると。それから、もう一つの共同作業は、少年鑑別所の中で行う法務技官と法務教官との共同作業であると。法務教官は行動観察を専ら担当しており、多彩な行動観察の手法をとる。先ほど言ったきめ細かな事例を挙げましたけれども、行動観察のような観察が可能である。自然な場面を見るだけじゃなくて、いろいろな課題を与える中でどう反応しているか、そういうものを見ることができる。センターなどでも行動観察をしていますけれども、調査センターでやっているのは、昼間、作業をやって、その中で特に変わったことが何かあれば行動観察の資料として見るといった程度のもので承知していますので、密度とか汎用性とかいったものが異なるところであります。やはりそういう密度や汎用性の高いものを活用できる意義というのは、現に活用されているわけですから、成人受刑者であっても非常に高いと思うわけです。

先ほど、細かな事例の話をしましたけれども、もしそういう者が処遇調査だけの対象になっていたら、虐待という事実が判明したでしょうか、暴力の背後にある少年の核心的な問題がつかめたでしょうか、そういう問題であります。知能についても、細かなことが分かれば作業などにも有用に活用できますし、いろいろな矯正の処遇、成人の受刑者の教育的な処遇などにも活用できるものと考えております。

○久家参事官 それはやはり裁判前になされる方が望ましいのでしょうか。

○十倉氏 裁判前にアセスメントを行うということは、少年の場合には処分と処遇の一貫性を持たせるところで大きな意味があります。成人の場合は、裁判前にアセスメントを行うことの意味は、例えば、成人の受刑者の処遇を考えれば、迅速に、今言ったような精密な資料が来るというのは、それはそれで非常に大きな意味があると思います。いろいろな資料がそろって、処遇がスタートするまでに相当の期間がかかりますので、特に刑期が短期の受刑者については有用だと思います。審判前にやって、それが早く情報が渡ることになりますので。ただ、やっぱり第一の意義は処分と処遇の一貫性を持たせるということでありまして、これについては全体的なシステムとの絡みがあるのですけれども、要保護性の判断をその処分の中にどうかすかという問題になると思います。

例えば、薬物の問題などですね、これは非常に早期対応が必要であると言われてはいますが、裁判の前にそういう問題を把握するというのは大きな意味がありまして、例えば依存の程度とか、早期に手当てしないとその依存が進んで中毒になって、やがて社会生活が破綻して再犯、いろいろな犯罪を犯すリスクが出てくると。それに対して、どういう処

分の枠組みで、どういう処遇をすればいいかという資料を提供できるということです。例えば、性犯なども常習化を防ぐ意味では、そういう資料を、処分を下す前に裁判前に提供できるのか、そういう意味があると思います。それから、能力とか、いろいろな障害の発見などについても、早期に発見して、知能が低くていろいろな障害があるというのを少年鑑別所では第一発見者になることも多いですし、あるいはアセスメントの過程で介入して、いろいろそれを処理するというのも可能なわけですが、そういうものがきちんと発見されなくて、能力とかいろいろな障害に応じたことに配慮されずに裁判の過程に乗ったり、あるいは裁判にも乗らないままにそのまま社会に返されていったり、そういうことを防ぐ意義があると思われまます。

○川出教授 先ほどの富山審議官の質問に関係することなのですが、パワーポイント資料の14ページのところで、保護処分に相当する措置の在り方ということで、その内容について御提案をなされています。これを刑罰の執行として行うという形はとれないものでしょうか。現在の懲役刑は、作業が義務とされていますが、例えば、刑法を改正して懲役と作業を切り離れた上で、ここにお書きになっているような処遇を刑罰の執行としてやるということにすれば、その上に書かれている限界というのはなくなるわけですよね。実務の感覚からして、そこまでやると刑罰の執行としてはふさわしくないといった感覚がおりなのか、あるいは、そのような方法について何か問題として感じられるところはあるでしょうか。

○十倉氏 決して刑罰の内容としてふさわしくないということはないと思います。現に矯正処遇の中で、改善指導の枠組みの中で、認知行動療法のプログラムなども取り入れられていますし、あれはまさに考える処遇の、認知の偏りを修正するための処遇の典型でありますし、幾つかのそういう具体的な刑事施設で使えるツール、そういうプログラム、それを補うための個別担任制度、あるいは日記、作文などの、そういうプログラムについてメニューをそろえる、ツールをそろえるというのは、大いに刑事施設でも取り入れるべきであると考えております。

○川出教授 そうしますと、資料の13ページで、両者の統合には限界があるということの理由の一つとして、他との公平性担保の必要性ということを書かれています。これは具体的には何を意味しているのでしょうか。

○十倉氏 例えば、保安的な感覚というのは、公平性というのは刑事施設では最も重視されていることだと思います。同じような問題を起こした場合、例えば、それが少年であろうと何であろうと同様に、同じ施設にいる限り特別扱いはしてはいけないということです。その他の様々な面で、やはり公平性というのは常に周りの受刑者とのバランスを考えながら刑務所では処遇しなくてははいけませんので、そういうことがあると思います。

○川出教授 そうすると、特別な施設を作って、その施設に入っている人については、一律というか、同じような処遇をするということであれば、この問題は出てこないということですね。

○十倉氏 全面的に解決されるとは限りませんが、かなり規模が縮小されて同一集団で同じ標準を適用すれば、その中でかなり解決される問題ではないかと考えます。

○小川矯正局長 今の川出先生の質問と重なりますので、手短なお答えで結構ですが、青年層に対する制裁と言いますか刑罰と言いますか、今、懲役を前提にお話をされている

と思いますけれども、今は刑法12条で作業を科すということになっているわけですが、それ自体を変えてしまって、もっと教育的なものを含めることによって、別の保護処分的なサンクションといいますか、刑罰にして、もっと柔軟な教育的な処遇ができるのではないかと、あるいは、もしそのような制度改正ができれば、個々の特性に応じて、青年に対して、少年刑務所における処遇と、少年院における矯正教育とで、適応しなかった場合には少年院に送るとか、あるいは少年院では適応しない場合には少年刑務所へ送るといったような相互乗り入れの余地はないのか、そういう制度ができるかどうかという問題もありますけれども、どのようにお考えですか。

○十倉氏 宮本先生のお話にもありましたけれども、やはりいろいろな問題が多様化してきているということでもありますから、多様化に対応するためには処分、処遇も多様化すべきである、した方がよろしいということになります。ですから、保護処分があって、刑事処分があって、その枠組みの中で、刑事処分の中でも、もし可能なのであれば、そういう若年成人層に対してはもう少し柔軟な枠組みを作って、またそうでないものも作ってというように、どんどん多様化して行って、ただ、その多様化ということについては、先ほど言ったアセスメントと対応しないと十全にその機能を発揮できませんので、きちんとアセスメントして、どの多様化した枠組みが適当であるかという適合性をはっきり判断した上で、制度を多様化して対応することが理想的かなと考えています。

○白井参事官 それでは、時間が来ておりますので、質問の方はこの程度にさせていただければと思います。十倉様、どうもありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 それでは、再開したいと思います。

本日最後に御意見をお聞きするのは、NPO法人セカンドチャンス！の才門辰史様、野田詠氏様、森川誠様、A様です。セカンドチャンス！の皆様からは、現在の少年及び若年者の実情、並びに彼らを取り巻く社会環境について、現行の少年及び若年者に対する処分や処遇の現状と課題、少年法の適用対象年齢の引下げなどについての御意見をお聞きし、その上で質問させていただくという形でヒアリング及び意見交換を行います。配布資料は、「私はセカンドチャンス！という活動をしています。」から始まる資料1点でございます。なお、この資料につきましては、御意向により、ウェブサイトへの掲載は行いません。それでは、セカンドチャンス！の皆様、お願いいたします。

○才門氏 才門辰史と申します。よろしく申し上げます。今日はこのような大切な場で当事者として、また若い少年院出院者の子たちと関わっている者として発言させていただく機会を与えていただいたことを心から感謝します。

私たちはセカンドチャンス！という活動をしています。セカンドチャンス！とは、真っ当に生きたい少年院出院者が社会で築いているネットワークで、少年院を出てきた者同士が経験と希望を分かち合い、ともに成長することを目的として集っています。ですから、今回、セカンドチャンス！を代表して何か言うという形ではなく、それぞれ少年院や刑務所を経験しているメンバーとして、それぞれ一少年院出院者である社会人として参加させていただきます。

私自身、18歳のときに1年間、少年院に入院していました。自分は少年院の中で、これから二度と捕まるような生き方をしたくないと思ったのですけれども、少年院を一步外に

出た途端、1日でもとの生活に戻ってしまいました。少年院の中と外のギャップに戸惑ってしまって、仲間に自ら会いに行きました。一旦少年院でやり直そうとする者も多いと思うのですが、結局すぐに孤独になって、自らの足でもとに戻ってしまうことが多いと感じます。

自分の場合は、地元を離れて生活することにしたのですけれども、やはり仕事も進学もうまくいきませんでした。変わったきっかけは、20歳のときに、「仕事を手伝ってくれないか」と雇い主の方から言われて、初めて真っ当な人に自分のことを必要とされたような気がしたことです。自分のことを必要としてくれる人との出会いによって、結果的に、すごい迷惑もかけたのですけれども、6年間仕事を続けることができました。それが、私自身が社会でやっていけるのだという自信になりました。今でもそれは誇りに思っています。

その雇い主の勧めで夜間大学に22歳のときに入学しました。その大学で元法務教官の先生と出会うことができ、今度は自分の過去を知った上で何でも話せる大人とのつながりができました。今でも、立ち直れた、更生できたとは思っていないのですが、気付けば、そういう出会いによって、犯罪からは離れていました。計画どおりには何一つ行きませんが、必要としてくれる人との出会いや、何でも話せる大人との出会いから、結果的に仕事も進学も手に入れることができました。

再犯を減らそうとするなら、自分は、それに向けて、生活の支援が必要です。自分の場合は、すごく恥ずかしいのですけれども、親のすねもかじっていました。でも、少年院に入る子たちには、親のすねをかじれない子もいっぱいいるので、生活の支援が必要で、それプラス、自分にとって声をかけてくれた雇い主のような、必要としてくれる場、人との出会い、それプラス、自分が法務教官の先生と出会ったみたいな、何でも言えるような場、人との出会い、この三つが大切だと思います。その中で、何でも話せる場や必要としてくれる場の一つになることがセカンドチャンス！にできることだと信じて、これからも輪を広げています。

最後に、少年法の適用年齢の18歳への引下げについてですが、18歳で車の免許も取れるので、一気に行動範囲も人脈も広がります。ですから、それと同時に大人としての自覚を持たせることは、個人的にはいいと思います。ただ、その上で、自覚を持たずに法を犯してしまった場合は、自分は20歳以上でも、ある意味、少年院のような教育が必要な場合があると思うので、そういう部分に関しては、自分は個別に、再犯プログラムなどができる仕組みになればいい、年齢で分けるだけではなくて、そういうふうな仕組みになればいいなというふうに思いました。

○森川氏 皆さん、こんにちは。私は森川誠と申します。セカンドチャンス！の静岡の地区のリーダーをしております。今日お招きいただき感謝申し上げます。

私が話をする前に、まず、森川とはどんな人間だろうということを端的に短く少しお話をさせていただきますと、僕の方は更生がかなり遅れまして、少年院だけで終わらず、中等少年院、特別少年院、その後、少年刑務所、それでやまず、B級の刑務所へと行き、10代、20代は反省する意欲は一切なく、ところが30歳を超えた辺りから一気に更生して、社会人の仲間入りしたという経緯があります。現在50歳を過ぎておりますが、やはりセカンドチャンス！の立場ということではなく、僕は静岡の方でも罪を犯した人たちの支援グループを持っておりまして、その中での事例とかというのもありますので、セカンドチ

チャンス！という立場だけでなく、聞いていただけたらと思います。

少年法の適用対象年齢の引下げについてですが、非常に難しく、それに反対とか賛成ということではなくて、では、それを受け入れた場合、何が必要なのだろうと思ったときに、僕が思ったのは、少年院というのは要は矯正教育の場でありまして、刑務所というのは要は、裁判所で言渡しをされた年数を刑務所の中で刑罰として、過ごす場であると思うのです。ですから、刑務所の中に、教育というのは一切ありません。刑罰を受ける立場になったときに、少年であれば、そこにやはり教育を入れてほしいというようにすごく思っております。

実を言いますと、僕の方は、少年院より刑務所の方が楽でした。なぜかと言いますと、少年院というのは、相当長期というのがありますが、現行1年ぐらい、長期であれば1年、短期であれば5か月程度で仮退院できるのですが、少年院は進級して行って、進級が到達したら仮退院になるのです。現行1年で出られるところ、僕は中の行状が悪くて1年半ぐらい、過ごしたという経緯があります。ところが、2回目の刑務所で懲役1年2か月をもらったときには、進級がありません。何をやっても1年2か月で出られるという状況でしたので、反省も何もないという状況だったのです。だから、少年院の中のつらさというのは、1年経てば出られる、半年で出られるということではなくて、進級というすごく厳しいハードルがありまして、それを上がっていかねば仮退院できない。その期間を過ごせば出られるとか、刑務所であれば懲役刑を過ごせば仮釈放をもらいながら満期で出られるという目標がついてしまうので、そこに反省とか更生というのは余り見られないような気がします。

あとは、質問をいただいて答えたいと思っています。

○野田氏 私は野田詠氏と申します。私も質問にお答えさせていただきたいと思いますので、発言はこれで終わらせていただきます。

○A氏 私の説明をすると、私は東京の方でセカンドチャンス！の活動を、お手伝いという形ですが、手伝わせていただいています。私は少年院には入っていないのですが、今36歳なのですけれども、大人になってから犯罪を犯して刑務所に入ったという経歴があります。出てきたのが31歳の頃なので、約5年前ぐらいに出所してきた身であります。

少年法に関しては、先ほど先生方のお話を聞いてすごく勉強になったなと思っていて、私個人の意見としてなのですが、賛成も反対もないです。というのは、先生方もおっしゃっていたように、やっぱり年齢の問題ではないと思うのです。私は子供の頃、別にそこまで不自由していたわけでもないですし、ちょっと家の環境は複雑でしたけれども、それでもやはり不登校だったのです。学校をちゃんと出ていまして、学歴でいうと中卒なのですが、ただ、別に悪いことをしていたわけでもないですし、ただただ学校に行かなかっただけというだけであって、やはり犯罪を犯してしまったのは大人になってからの環境が悪くて、犯罪に手を染めてしまったので、やはりそういった私の経験上、年齢で幾つだから大人とかそういうことではなく、やはり18歳に引き下げるのであれば、それに伴ったケアだったりとか援助だったり支援だったり、どういうことが必要なのかは私の方からはちょっと言えないですけれども、そういったことを先生方に考えていただけたらなと思っております。

○白井参事官 それでは、質問に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

す。

○**太田教授** 才門さんに、2点お伺いします。まず一つは、少年院でいろいろ教育を受けたけれども、出たらすぐに戻ってしまったということについて、仮退院だったと思いますので保護観察は付いていたと思うのですけれども、社会の指導は、更生や、どうやってやっていくかという点での支援には余りつながらなかったということでしょうか。

○**才門氏** そうですね、ちょっと、何と答えればいいのか難しいのですけれども、正直に言いますと、自分の方がすごい壁を作っていたので、保護観察だったので、保護司の先生のところに行ったときも、「ああ、もう真面目に頑張っています」と言うだけ言って判子を押してもらって帰るという感じで、そこで自分の方から何か心を開こうとも思っていなかったし、全然そういうふうに見ていなかったの、ただ本当に、「頑張ってます」と言うだけ言って、それで乗り切りました。

○**太田教授** 保護観察の期間が長い、短いというのは何かお感じになられたことはありましたでしょうか。保護観察がまだあるのかという感じだったのか、「乗り切った」と、今、表現なさいましたけれども、割と短く、終わったという感じだったのでしょうか。

○**才門氏** そうですね、自分も付いていることを忘れるぐらいでした。すぐ終わりました。

○**太田教授** それから、何か生活の支援があるといいのではないかというお話でした。才門さんが利用されたかどうか分かりませんが、更生保護施設という民間の施設があるかと思います。少年であっても対象として、生活の支援や就職までのサポートといったものは受けられるのです。直接、お金をもらえるわけではないのですけれども、この更生保護施設の制度について、何かお考え、若しくは今現在、セカンドチャンス！をやられていて思うことがあればお願いいたします。

○**才門氏** そうですね、自分は親と生活したので、出てきてから、そういうものは全然利用していないのです。お金面だけではなくて、何というのですかね、例えば仕事が決まるまでであったり、必要としてくれる場が見付かるまでであったり、行ったり来たりする中で、何度でもやり直させてくれるような支援が必要だと思います。例えば、家へ帰ったら飯食って、別に仕事見付かるまで見守りつつ必要なサポートをしてくれるような支援です。更生保護施設もその一つだと思います。就職のフォローをしたりだとか、そういう部分も含めてという意味なんですけれども。

○**小川矯正局長** 皆さんそれぞれにお伺いしたいのですけれども、施設の中でいろいろな教育や指導を受けられたと思うのですけれども、その中で、自分が立ち直ろう、更生しようと思うに当たって、これは効き目があったとか、非常に効果があったと思うことがもしあれば、どんなことがあったかということと、それから、どのように自分に効いてきたのかということについて、あるいは、そういうようなものがなかったということであれば、なかったということについて、教えていただければと思います。

○**野田氏** 私は、少年院出院者です。少年院を出て再犯する人もいるとは思いますが、少年院で受けた矯正教育に関して振り返りますと、やはり皆、少年院を経験してきた者たちは、最初に入るのがとても嫌だったのですけれども、出てきてしまえば、行ってよかったなというのが多分、大げさに言えば8割ぐらいあるのではないかなんとも言っても過言ではないと思います。再犯したとしても、例えば、少年院でいろいろ受けた教育が3年後ぐらいにちょっと生きてきたりする、例えば、職業訓練でありますとか、大人である法務教

官がいろいろ親身になってくれることですか、そのとき言われた言葉であるとか、そういったことが3年後、5年後にボディブローみたいに効いてきて、ちょっと失敗はしたけれども、振り返って更生できるみたいなことがあって、短いスパンで、効果があるのかなのか考えるのではなく、長いスパンで見たら、すごくいい教育をいただいたというような感想を持っております。

○森川氏 立ち直りのきっかけでしょうか。ほぼどこに行っても大方聞かれるのが、やはり立ち直ったきっかけですが、正直、分からなくて、恐らく、今の妻だろうとか、仕事につながったからだろうとか、いろいろなものがあって、決定的にこれだというのは正直ありません。それでも何か答えてくれと言われると、とってつけたように、奥さんの力とか、適当にというか、そうかなという意味で言うのですが、やはり僕が本当に今思うのは、更生してからやっと仕事をするようになって、それでも、何というのですかね、人に使われるのが嫌だという思いで、何とか自力で自営業として小さな会社の社長になることができ、それから、地元の非行少年とか、刑務所を出てきた人、やくざから逃げている人たちが自然に僕の周りに集まってきて、助けてくれとか支援してくれ、仕事で使ってくれということで、そこから始まって、彼らと寄り添っていくうちに、やはり自分自身が内側から変わってきたと思います。そういう人たちと寄り添ってから、しっかりしようという意識はないのですが、やはり同じ路線で同じ人たちと社会の中で一緒にいると、やはりその中で自分が感化されてきたというのが一番の更生した部分ではないかと、今すごくそう思います。

○才門氏 自分は、すごく流されやすい性格で、集団の端くれみたいな感じで流されながら生きてきたのですけれども、少年院の中で自分の今まで生きてきた人生を振り返って、これから自分はどう生きたいかと、自分のやってしまったことも含めて、それをすごく考えさせられた期間が、もうあの1年で、出てきてから今までそんな時間もなかったし、社会ではできない経験をさせてもらって、これからどう生きたいんだろうと本当に考えられる時間を与えてもらったと思います。何というのですか、法務教官の先生に指導してもらってよかったと思います。あと、これは要望ではないのですけれども、少年院の中で本をいっぱい読んで、太平光代さんの本を読んで、ああ、弁護士になりたいとかいろいろ思ったのですけれども、本を書いている方はやはりすごい方たちで、そういうふうになれるというビジョンがなかったのも、もうちょっと何か、例えば、セカンドチャンス！とか全然関係なくていいので、少年院を出て普通に働いている人たちがどういうふうな生き方をしてきたかというような、具体的に何か、俺もこういうふうになら生きていけるやろうなというような、そういうふうな考えられるような機会とかがあれば、もうちょっと具体的に外に出たときに役に立ったかなと、そのギャップの差はすごく激しかったですね。でも、振り返れたのはすごくよかったことです。

○A氏 私の事件では、被害者がいるのですけれども、事件を犯して逮捕をされた瞬間に、もう何てことをしてしまったのだと思ひまして、その被害者が私は知り合いだったので、その人間から、捕まる直前は、知り合いだということもあって、許してもらえるのではないかという思いがあったのですけれども、結果、向こうから拒否をされて、私の詫び状とかも受け付けられないと言われたときに、ああ、本当にすごいことをしてしまったのだと思ひました。そこからもう私は、ここからもう一度やり直さないとと思ひました。変な話、留置

場に入ったときに一緒にいた人たち、捕まっていた同じ部屋にいた人たちとの会話が、もう全く未来の見えないような、覚醒剤の話だったり、出たら俺はもう一回こういうことをするとか、一緒にやらないかとか、もう毎日そういう会話しかないんですね。そういう人たちと四六時中同じ部屋にいるということと、あと、この先ずっとこういう人たちと関わっていかなくてはいけないのかといったときに、すごく絶望感にさいなまれて、俺は絶対こういうふうにならないと思ったのです。逆にそういう人たちと一緒に生活をしてきたからよかったのかもしれないですけども、私はもう二度とこういうふうにはなりたくないと思って、絶対に、私は今現在も自分自身が完全に更生したとは思っていないのですが、そういう犯罪を犯さないように日々心がけて生きているんですけども、その過程の中で、一番力になってくれているのはやっぱり家族だと私は思っていて、母親だったり兄弟だったり、私、父親はいるのですけれども、離婚していて、ちょっと今、連絡はとっていないんですが、そういった家族の力があって、今の私がいると思っています。

刑務所の中で、これはすごく私のためになったなというのは、名刺を作っている工場があって、収容人数が私がいたところは300人程度だったのですけれども、その中で3人だけ選ばれた人間がその印刷工場で働けるというところに私は選ばれました。注文者から送られてきたロゴをパソコンに取り込んで、それを、パソコンがマックだったのですけれども、イラストレーターというソフトを使ってそのロゴを作成して、昔の印刷法のオフセット機というのがあるのですけれども、一色一色、1日1色しか刷れないのですけれども、その古いオフセット機を使って印刷をしていくという作業が、私の性格に合ったのか、すごく楽しかったです。そして、そのやり遂げた仕事を、その工場の技官さんがすごくいい方で、でき上がった商品を、私たちは外部の人間とはもちろん会話もできないので、技官さんが直接、そのでき上がった名刺を本人に渡して、とても喜んでくれたということを私らに伝えてくれたのです。それがとても、「ああ、こういうところにいる外部の人の役に立てるんだ」という実感を得られて、それがすごくよかったなというふうに思ったので、外に出てからもこういう何か人の役に立てるような仕事に就けたらいいかなと思って、今も勉強しています。

○**片岡保護局長** 本音のところをお聞きしたいんですが、ここでこうやって勉強会をやるに至った経緯の中で、18歳、19歳で悪いことをした人に対する処分が甘過ぎるのではないかという一つの意見と、いや、そうはいつてもちゃんと教育すれば少年院とか保護観察とかであれば、立ち直る可能性も高いから、そういうのをしっかり続けるべきだと、両方の意見をどうやって調整するかというのが今まさに課題になっているのです。その中で気になるのが、少年院へ行かない方の保護観察、いわゆる1号観察が、皆さんの本音を聞くと、一言で言えば甘過ぎるのではないと言われるのかなと想像しているのですが、もしそうなら、18歳、19歳はもう基本的に原則すぐ少年院へ行ってもらうとか、あるいは、今のいわゆる1号観察を、低年齢層は意味があるとして、18歳、19歳の年長者に対しては、もっとこうした方がより効果的じゃないかと、そういう意見があれば、是非この場でお聞きしたいなと思います。

○**野田氏** そうですね、18歳と19歳で事件を犯して保護処分になったとして、そこでなされる保護処分の場合の矯正教育というのは、すごく向き合った教育をしてくださっていると思うのですけれども、ちょっと今の御質問に答えられているかどうか分からないのです

が、ずっとこれは僕が持っている思いなのですけれども、18歳、19歳で殺人事件が起きた場合に不定期刑というのが、逆送になったときに多いと思うのですけれども、それがちょっと、僕らも元犯罪をしていた側なんですけれども、余りにも刑が軽過ぎるのではないかと感じる事が多くあります。同級生をリンチして殺すというような情が悪い事件【個別の事件に関する御発言のため、御発言の一部を省略しています】で不定期刑が短いなどと思うようなことがあって、そのことに関して、厳罰にした方がいいというのは、すごく気持ちが分かるのです。それでも、たとえ10年入れたとしても、再犯防止プログラムが充実していなければ、ただ10年入れただけで、反省しなければ、御遺族の方にとって少しの慰めにもならないと思います。刑は軽過ぎるとは思うのですけれども、いわゆる被害者に対する贖罪意識を高めるためのプログラムをもっと講じていくというか、そういうことの重要性を感じております。

○片岡保護局長 保護観察で、もし御意見がおありの方がありましたら、お願いします。

○才門氏 保護観察に関して、今こういうセカンドチャンス！の活動をして、保護司の先生が家に招き入れるということがどれだけすごいことであるとか、すごく少年のことを考えてくれていると今は分かったのですけれども、当時は全く思いませんでした。「この人と自分は違う」と思っていたので、何と云うのですかね、それなりにすごい生き方をしているのだろうみたいな、そういう部分で私は壁を作ってしまったのです。保護司の先生ともう一人、例えばBBSのような何か共感してくれるような兄ちゃん的存在とか、もうちょっと年の近い人とセットになっていて、もうちょっと何かお互いの役割を保護司の先生にはこういう感じで、保護司の先生も結構、抱えようとされているような感じで、何かもうちょっと分散できるような、言いやすい兄ちゃんがいて、それで、保護司の先生みたいな、ちょっとこの人の言うことは聞かなあかんみたいな人がいてみたいな、そのような感じで、もうちょっと何か、保護観察を受ける側も心を開けるような工夫があればなおいいなと思います。

○加藤刑事法制管理官 今までは少し毛色の違う話なのですが、御経験に基づいてお話を伺えればと思います。私たち捜査機関の人間というのも、目の前に来る方を取り調べるときには、これでもう最後にしてもらえればいいと、二度、三度、犯罪や非行を繰り返すことがないようにしてもらいたいという考えでその仕事に当たっているというものであります。恐らく皆さんも警察あるいは検察庁で取調べを経験されたり、ほかに捜査機関の人間と接触されたという御経験もあるのだと思います。そういう捜査機関側の人というのが、皆さんに何らかの影響を与えたとか、その後の生活に何らかの影響があったというようなことはあるのか、あるいは、それは少年院や刑務所といった、いわば濃密な時間も長く入っている施設に比べれば余り印象に残るものではない、あるいは影響が強いものではないというものなのか、その辺りについてもしおっしゃっていただけることがあれば、伺いたいと思います。

○A氏 私が捕まったときに担当した刑事さんが、50歳半ばぐらいの方で、捕まって何日か取り調べで上げられたときに、会話している中で、日常的な会話とかもしたのですけれども、「何でお前みたいなやつがこんなことしちゃったんだ」と言われたのです。私も自分で何かそのときはおかしくなっちゃって、事件を犯してしまったのですけれども、とても何か親身に接してくれて、私は出所してからは連絡はとっていないのですけれども、いろ

いろとお世話になりました。今はそういうことをやってはいけないのでしょけれども、拘置所の方に移送されるまで、特に何もないのですけれども、取調室に上げてくれるということが結構あって、タバコを吸わせてくれたりとかお菓子を食べさせてくれたりとか、やってくれました。私は、さっきも言いましたけれども、留置場にいるのがもう苦しくてしょうがなかったので、ひたすら筋トレしたり、本を読んだり、一緒に中にいる人と接しないように生活をするためにすごく努力をしていたのですけれども、何もなくてもそうやって取調室に上げてくれて、ちょっとここでお茶飲んでいろよとか、つらいだろうからといってタバコを吸わせてくれたりとか、あと、ちょうど私の誕生日を中にいるときに迎えたのですけれども、そのときにケーキを買ってきて食べさせてくれたということがありました。あともう一つあるのが、検察庁に取調べに行くときに、ものすごい人数を検察の方は多分、一日に取調べをするので、その間ずっと私たちは待たされるのですけれども、ものすごい時間待たされて、手錠をかけられたままずっと待ってはいけませんので、体勢がずっと一緒なのです。横になったりすることもできないので、すごく具合が悪くなって体調不良を訴えたら、その担当の刑事さんがわざわざ迎えに来てくれました。そこまで親身になって私のことを支えてくれたというか、やってくれたのがすごく印象的で、その刑事さんだけじゃなくて、留置係の人たちもすごく、何というのか、私たちを人として扱ってくれたというのがすごくうれしくて、そういった環境、私が捕まったところの環境が良かったのか悪かったのか、ちょっと分からないですけれども、周りのそういう、私たちに罰を下す人たちではないですけれども、そういう立場の人間が、私たちを人間として扱ってくれたのがすごく私はうれしくて、ああ、ちゃんとしなきゃなというふうな気持ちにさせられたのが印象的です。

- 野田氏 一言だけいいですか。短くですけれども、僕の担当してくれた刑事さんは、少年院の中にも1回、手紙をくださいましたし、捜査するのが主な仕事だと思うのですけれども、家庭訪問してくださる人がいました。
- 森川氏 では、一つだけ。少年院から仮退院して、すぐまた再犯をして、警察から逃げ回っている少年がいたのですが、所轄の生活安全課の係長さんが非常に親身になって、彼が捕まった後も、決して怒ることなく、「心配していたんだぞ」とか、そういったフォローをしてくれて、一応また少年院に行くことはなく、また社会に戻ってきたのですけれども、その後、町で少年がその係長と会ったときに、係長が満面の笑みで、「おう、頑張っているな」と声をかけたそうで、その少年はすごく喜んで報告をくれたというのがありました。
- 吉田総務課長 今日は別の先生方の御意見でも、10代の後半から20代の前半ぐらいの年齢層が大人になるための移行期として、以前に比べても非常に難しい問題を抱えているという状況にもあることから、社会保障的な制度の充実を図っていかないといけないというお話もあったわけですが、セカンドチャンス！の活動をする中で、そういった年齢層の人で少年院から出てきたばかりとか、刑務所を出てきたばかりの方と接する機会もあるかと思うのですけれども、そういう方々の話を聞いていて、あるいは相談に乗っていて、そういう人たちのためには特にこんな支援があると社会復帰が円滑に行くというようなことで、もしお気づきのことなどがあればお聞かせいただければと思います。
- A氏 セカンドチャンス！は、関係ないのですが、私は、刑務所を出てきてから、定時制の学校に通うようになって、私のクラスは私以外は全員、現役の高校生だったのです。その

中で、私が行っていた定時制の学校がグラフィック関係を主に勉強する学校なので、暴走族をやっているとかやんちゃしているとか、そういう暴力的な感じの子たちではなくて、どちらかというといきこもり系の子たちが多くて、私は正直、自分が子供の頃はひきこもっていましたが、どちらかというといきこもりの友達のほうが多かったので、そういう子たちと接するのが非常に難しく、どちらかというといきこもりの子たちと関わることが多くて、好かれるというのでもあって、その中に、今もたまに遊んだりするのですけれども、18歳の子がいました。彼は大人の言うことがまともに聞けなくて、先生の言うことはもう全然無視するのけれども、仲良くなって話をしたら、親がいることはいるですけれども、何というのか、子育てを放棄されてしまったような形で施設に預けられてしまったらしいのです。出てきてから、自分でバイトをしてお金を貯めて、やはり高校ぐらいは卒業していかないとと思って定時制に入ってみたものの、1年留年して、私が入ってきたときに、彼は2年目なんですけれども、留年して1年生で、「俺、こんななんだよね」みたいな。でも、二人きりになると、ふだんはすごく何かこう、みんなに、こいつ変わり者だなとかと思われたいのか、すごくそういう、何というのか、やんちゃな部分を見せるのですけれども、二人きりになると、「実は俺、結構悩んでいるんだよね」みたいな話をしたりとかして、結局その担任の先生が彼を、何というのか、そういう人間にはそういう扱いしかしない、要するに、私は頑張って勉強しますという子にはちゃんと指導してあげたりするのですけれども、そうではない子には、「出ていきなさい」と、「授業をちゃんと受けないんだったら出ていきなさい」という扱いをされて、結局自ら退学して、今もう通っていないのです。ですから、そういった子たちにもちゃんと向き合っていたらいいなと思います。今いる、私も含めた大人全員が、そういった子たちにもちゃんと向き合って接して、支援とかも大切だとは思いますが、まず、彼らと接する身近な人間が彼らとちゃんと接することが一番大事だと私は思うので、難しい支援とか援助とかそういうのはちょっと私は分からないですけれども、彼らとちゃんと向き合っていたらいいなと思います。

○森川氏 厚労省が立ち上げた、先ほど宮本先生もおっしゃった若者地域サポートステーション、サポステというのがありますが、結局これはニートとかひきこもりとか、そういった就職するのに非常に困難というか、手助けが必要な人たち、若者たちが利用できる場所なのかもしれませんが、ここを非行少年たちも利用してもいいのです。ところが、来ないらしいのです。なぜ来ないのかというのは、やはり彼らとは方向性が違うと言った少年もいたのですが、やはりそういったサポステとは違う、地域に根差した、非行少年たちがいつでも寄れるような居場所というのがあればなと思います。セカンドチャンス！もその一つなのですが、やはり地域にそういったものが一つ欲しいというふうにすごく思います。それもやはり役所がやるというものではなくて、役所とか福祉とかそういったサービスのものになると非行少年たちは寄ってこないのです。どうしたらいいのかという、自治体とか、昔やんちゃしていたけど、今、あそこの建築会社の社長はすごく立派だよみたいな、地域の力こぶみたいな人が仲間で運営してもらおうような、もっと居場所というのが、少年院を出た若者とか、仲間の群れから離れたいといった若者にすごく必要なのではないかとすごく思います。先輩が怖くて抜けられなくて、抜けたけどまた捕まって結局殺されちゃった事件がありました、全国的に、何か逃げ場とか相談所みたいなものを一つ設けていた

だけたら、すごく事件も減るのではないかと思います。

○才門氏 自分の家、近所の子も、ハローワークのそういう訓練とかを勧めても、やはり全然受けません。やはり自分が当時、少年院を出てきたとき、受けるかといったら、受けなかったですが、そういう何か、プライドが高いのか、何かそういう部分がやはり非行少年にはあって、こういう仕組みを受けた方がいいからと言っても、受けません。あと、一つ思うのが、やはり18歳は同世代に大学生がいたり働いている子がいたり、そこにやっぱり1年少年院に入っていたら1年遅れて出てきて、結構その差というのが一番広いぐらいだと思うのです。同年代の差というのが。車の免許をまず取れなくて、そこで金がなくて、地方だったら車の免許がなかったらなかなか、送り迎えつきで働かないといけませんので、悪循環でつまづくというパターンが多くて、そのときに親が出してくれたらいいけれども、そんな環境がいい子ばかりではないので、やはりそこですごく悪循環になるというケースが多いと思います。サポステとかもやはりなかなか行かないです、誘っても。そういうのも、自分らは全員、それぞれ仕事をしてやっているので、できる範囲が限られるので、何か森川さんが言ったようなそういう場が、ちょっと分かってくれるような人いろいろな相談できるような、できれば昔悪いことをしていたような人が、話せるような人がやっていたら、すごくいいのではないかと思います。

○白井参事官 それでは、時間の関係もごさいますので、この辺りで終了させていただきます。

セカンドチャンス！の皆様、ありがとうございました。

本日予定しておりましたヒアリング、意見交換は以上で終了でございます。

次回の予定ですが、今回は2月10日の午後から行う予定となっております。その際に御意見をお聞きする方は、順番に、児童自立支援施設国立武蔵野学院院長の相澤仁様、元家庭裁判所調査官の市村彰英様、読売新聞論説員の大沢陽一郎様、毎日新聞論説員の野沢和弘様から御意見をお聞きする予定となっております。

本日はありがとうございました。

—了—

注 匿名を希望された方については、仮名としております。また、個別事件に関する御発言の一部を省略するなどしています。